

平成29年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 平成29年9月13日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員 長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	課長補佐	細田浩子
--------	------	------	------

説明のため出席した者

建設部長	緒方哲	建設産業部理事	松邨清茂
------	-----	---------	------

(産業振興課)

課長	中嶋敏純	課長補佐	畑中隆徳
課長補佐	川内佳代子	課長補佐	濱口務
主任	神崎勇典	主事	木村優惟
主事	林田和真		

(土木管理課)

課長	日名子達也	課長補佐	田中廣幸
係長	濱中章	係長	山下泰明

(都市計画課)

課長補佐	前田将範	係長	山本公司
主任	山口和樹		

住民福祉部長 森川寛子  
(こども政策課)

課長	村田ゆかり	参事	松尾郁子
課長補佐	北野靖之	課長補佐	古賀洋

係 長 石川俊介  
主 任 久保麻衣子

主 査 久原 彩

(住民環境課)

課 長 栗山浩二  
課長補佐 小林純子  
係 長 長谷裕志  
主 任 永江礼美

課長補佐 久松 勝  
係 長 長谷裕志  
係 長 池田麻夢

本日の委員会に付した案件

議案第 61号 平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時44分

散 会 16時37分

## ○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開催しますが、本日は建設産業部の産業振興課から開始をしていきたいと思いをします。

早速、提案理由の説明を求めます。

中嶋課長。

## ○産業振興課長（中嶋敏純君）

おはようございます。それでは平成28年度長与町一般会計決算書、産業振興課所管分につきまして御説明をいたします。早速でございますけれども歳入歳出決算書事項別明細書により説明をさせていただきます。歳入の部でございます。まずは30、31ページをお開きください。14款県支出金1項3目農林水産業費県負担金第1節農業費負担金の中山間地域直接支払交付金828万5,916円でございますけれども、急傾斜地の農業生産条件不利地である中山間地域において行われております農地の耕作放棄地発生防止を行う活動組織への交付金でございます。町内4集落112ヘクタールにおいて行われております。補助率は国、県、町それぞれ3分の1となっております。ここに記載しておりますのは国、県の方でございます。次に多面的機能支払交付金の268万1,492円でございます。こちらは農地や農道、水路等の維持管理及び長寿命化、主に補修作業でございますけれども、これに伴います国2分の1、県4分の1の交付金でございます。こちら4集落の114ヘクタールにおいて活動が行われております。次に同じく2節林業費負担金、森林整備地域活動支援交付金42万7,500円でございますけれども、森林法第11条によります森林経営計画の策定作業、これが17ヘクタールとその策定地域内において森林整備者が森林組合に委託をいたしまして、間伐の実施、それから境界の確認作業など森林の整備3ヘクタールにおいて行われております。補助率が国2分の1、県4分の1となっております。

次に32、33ページをお願いいたします。2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の主なものを御説明いたします。なお1番上の農業委員会交付金と下から3行目にあります農地集積・集約化対策費補助金は農業委員会所管となっております。産業振興課所管分でございます。上から4行目の未来を創る園芸産地支援事業費補助金の68万4,000円でございますが、これにつきましてはみかんの柑橘の品質向上対策によります県からの3分の1の補助金でございます。次に5行目になります、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の315万8,000円でございますが、これはワイヤーメッシュ柵7,876メートルの設置に伴う材料費とイノシシ捕獲に伴います合計142頭の捕獲報奨金となっております。次に1番下の行になります青年就農給付金75万円でございますが、新規に就農をされて営農を開始された町内の新規就農者1名への支援金となっております。以上、産業振興課所管分合計592万7,500円でございます。次に2節林業費補助金のながさき森林づくり担い手対策事業補助金1万1,000円は、南部森林組合の職員に対します福利厚生費補助金で県からの3分

の1の補助金でございます。次に3節水産業費補助金、水産多面的機能発揮対策推進交付金の8,550円は推進事務費となっております。

続きまして34、35ページをお開きください。14款県支出金3項の委託金でございますけれども、こちらは3目衛生費委託金1節の保健衛生費委託金の市町村権限移譲交付金（鳥獣捕獲）に8万3,000円と次に4目の農林水産業費委託金1節の農業費委託金でございますけれども、こちらも権限移譲交付金として1万5,000円並びに農地中間管理機構業務委託金の5万円の事務推進委託費でございます。次に5目商工費委託金では1節の商工費委託金が1万7,000円となっております。以上、3項の委託金では産業振興課所管分合計としまして16万5,000円となっております。

続きまして42、43ページをお開きください。19款諸収入3項貸付金元利収入1目1節貸付金元利収入でございますけれども、産業振興課所管分は1行目の小規模企業振興資金預託金元利回収金の3,000万296円と3行目でございます小規模企業創業支援資金預託金元利回収金2,000万196円の合計5,000万492円でございます。これにつきましては町内4銀行に預託を行ってございましたそれぞれの回収金となっております。次にこの下になります5項雑入1目1節雑入につきましては御説明をいたします。上から4番目でございますふれあい農園使用料56万1,000円は、総区画数296区画のうち契約区画数272区画分となっております。次に上から7行目の火災保険料4,599円がこの中に含まれておりまして、これは直売所まんてん分の火災保険料となっております。

次に44、45ページをお開きください。中ほど上から13行目になるんですけれども、電柱等設置使用料としまして、この内数としまして1万6,416円が産業振興課所管分で岡郷にあります農産物加工所の敷地内にあります岩崎食品と大村湾産業汽船の看板占用料となっております。次にその4つ下でございます。長崎県町村会物産展事業助成金50万円でございます。これは長崎市で開催されましたラブフェスでの物産展に対します助成金でございます。次に12行下になりますけれども長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金では、これも内数としまして253万1,350円が産業振興課所管分となっております、これは長与川まつり、長与シーサイドマルシェの開催による町のPR事業に対する助成金となっております。以上雑入で産業振興課所管分としましては361万3,365円となっております。

続きまして歳出をお願いいたします。52、53ページをお開きください。2款総務費1項1目一般管理費でございます。これにつきましては地域おこしイベントや町のPR事業に対する経費となっております。主なものとしまして11節需用費でございますけれども、印刷製本費として45万9,540円のうち37万2,600円が産業振興課所管分でございます、シーサイドマルシェ開催チラシそれから長与町のガイドマップGONAGAYOを作成いたしております。次に13節委託料では下から5行目、イメージキャラクター商品等制作委託料で内数となりますが26万1,900円により各種

ミックンの缶バッジ等の作成を行っております。次に19節負担金、補助及び交付金でございます。これは54、55ページになっております。下から2行目でございます長与シーサイドマルシェ補助金でございます。79万1,000円を補助しております。当日は66店舗が参加をされましておよそ7,000人の来場がっております。以上2款総務費1項1目一般管理費の産業振興課所管分の9節から19節合計額が157万4,012円となっております。

続きまして70、71ページをお開きください。2款総務費2項徴税費1目徴税総務費ではふるさと長与応援寄附金関係経費となっております。ここでは11節の需用費の消耗品費へ704万3,000円と2節役務費へ244万2,000円の合計948万5,000円を予備費より充用をいたしております。これにつきましては12月に寄附金が急増したことによりまして返礼品の購入費及び寄附者への返礼品送料の増が主な要因となっております。それでは各節の御説明をいたします。11節需用費消耗品費の1,039万202円のうち868万749円が産業振興課所管分でございます。ふるさと納税に伴います返礼品の購入費となっております。次に12節役務費の通信運搬費でございます。ふるさと納税返礼品の送料240万6,771円となっております。続きましてふるさと納税ポータルサイト利用料の100万7,275円でございますけれども、インターネット上のポータルサイト利用料2社分でございます。次にふるさと納税代理納付システム利用料の18万6,727円でございますが、これもポータルサイトを通じまして寄附をされた方がクレジット決済を申し込まれた時に発生する手数料となっております。次に13節委託料のふるさと納税委託料の3万8,016円でございますが、これにつきましては寄附受付から返礼品の発送まで一連の事務を代行する委託料となっております。以上、産業振興課所管分合計1,263万2,738円でございます。

次に120、121ページをお開きください。5款労務費1項3目労働諸費のシルバー人材センター関係事務経費でございます。9節旅費及び11節需用費、19節負担金、補助及び交付金、合計額で771万9,525円となっております。主な内容では19節負担金、補助及び交付金の770万875円でございますが、これは長与・時津シルバー人材センターへの運営補助金となっております。時津、長与合わせた全体会員が396名となっております。そのうち長与町では292名の方が会員となられまして雇用が図られておるところでございます。

続きまして122、123ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費でございます。2節3節4節につきましては職員9人分の人件費となっております。合計としまして5,903万2,271円でございます。続きまして8節報償費は実行組合長への報償費や藤の棟、七葉迫、ため池2か所の管理謝礼となっております。次に3目農業振興費でございます。主なものを説明いたします。124、125ページをお開きください。13節委託料の有害鳥獣捕獲業務委託料136万2,000円でございますが、中彼猟友会長与支部へ年間4.5か月の捕獲に対します委託料となっております。

ます。捕獲実績はこの期間中イノシシ99頭、アナグマ38頭となっております。次に農道等管理委託料でございます。除草作業としましてシルバー人材センターへ54万4,760円を委託をいたしております。次に特産品広告作成委託料の49万6,800円は地方創生加速化交付金を活用して行いました子育てと特産品と題しまして農業の振興と交流人口の拡大、それから子育て世代の移住促進など町のPRを行うリーフレット2,000部を作成いたしております。以上委託料で240万3,560円となっております。続きまして15節工事請負費、農道等補修工事費の190万5,660円でございますけれども、これは農道水路の補修工事、維持工事等、合計8件分となっております。次に農畜産物加工処理施設解体工事費の876万3,124円でございますが、三根郷の旧加工所3棟ございました、337平米の解体工事費となっております。次に19節負担金、補助及び交付金でございます。こちらも主なものを御説明いたします。19節上から6行目でございます。多面的機能支払交付金では歳入で御説明いたしましたがけれども、これは国2分の1、県、町各4分の1の負担金となっております。12行目の長与木場土地改良区農林漁業資金元利償還補助金、それからその下にございます長与岡北土地改良区農林漁業資金元利償還補助金、それからまたその下にございますけれども農道改良舗装事業等農林漁業資金元利償還補助金はそれぞれ事業を行うにあたりまして借入れを行いました農林漁業資金の元利償還補助金となっております。次に下から6行目の優良品種更新事業補助金の115万6,000円でございますが、柑橘の優良品種苗木、補木の購入補助金で101名の方が利用され老木の更新につながっております。その下に3行目になります特産品販売促進事業費補助金の474万9,084円でございますが、これにつきましては地方創生加速化交付金を活用して行いました本町の特産品PR事業で、特産品、試作品の開発、それから加工所経営コンサルティングの調査、特産品PR委託費などオーリーブや季節加工品の今後の生産と販売体制の強化を図るため補助を行っております。次に下から2行目の長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金の138万1,000円でございますが、イノシシ等有害鳥獣に対する町単独の補助でございます、ワイヤーメッシュ5,235メートル、電気柵は547メートルを設置をいただいております。続きまして126、127ページをお開きください。1番上の行にございます、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金は歳入で御説明したとおりでございます。その下になります地域営農推進事業補助金は米の生産調整に伴います水田転作の作物に対します助成金でございます。次に下から4行目になります中山間地域等直接支払交付金は国、県、町分の交付金合計額となっております。次に1番下の行になります。農産物加工施設整備事業元利償還補助金110万7,825円でございます。加工所建設に伴います借入金の元利償還金となっております。以上19節合計で8,078万3,615円となっております。次に4目畜産費でございます。9節旅費及び19節負担金、補助及び交付金、合計額で7万4,700円となっております。

続きまして128、129ページをお開きください。2項林業費1目19節負担金、

補助及び交付金の1行目でございます。長崎県治山林道協会負担金の36万4,000円は県の施工により行っていただいております梶原地区及び本川内地区の工事費に対します負担金となっております。次に21節貸付金の林業開発促進資金貸付金20万8,000円でございますが、長崎県林業公社において事業運営を行うにあたりまして木材需要や価格の低迷によりまして運営費の財源確保を図るために県9割、町1割で林業公社へ貸付金を行っており運営の補助を行っております。

続きまして1番下でございます3項水産業費1目水産振興費でございます。130、131ページをお開きください。19節負担金、補助及び交付金の長与川まつり補助金の5万円でございますが、これは種苗の放流事業といたしましてヒラメ3万尾を放流をいたしております。次に1番下になります。同じく19節負担金、補助及び交付金の水産多面的機能発揮対策負担金129万4,064円は長与浦におきまして海底耕耘、客土及びアオサの除去など大村湾の再生活動を漁業者の方で行っていただいております。

次に7款商工費1目1項商工振興費でございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、上から4行目に商工会商品券発行事業補助金の125万円はプレミアム付き商品券2,000セットそれから共通券発行事業に伴います補助金となっております。続きまして上から6行目の商工会組織支援事業補助金の300万円でございますが、西彼杵商工会の組織強化と会員サービスの向上に対する運営費補助金となっております。現在会員数は時津、長与合わせまして1,020事業所ございまして、長与町は476事業所となっております。次に下から2行目にあります店舗リフォーム補助金の80万3,000円でございます。町内店舗におきまして町内事業者の施工によりまして店舗リフォームにより町内経済の活性化を図る事業でございますけれども、平成28年度実績は5件を実施いたしております。次に21節貸付金の小規模企業振興資金預託金3,000万と小規模企業創業支援資金預託金2,000万円は小規模事業所への運転資金や設備投資金並びに創業支援資金の融資を行うために町内4銀行への預託金となっております。以上、商工費産業振興課所管分が5,745万3,577円となっております。続きまして2目観光費でございます。132、133ページをお開きください。1番上でございます19節負担金、補助及び交付金の長与川まつり補助金400万円は長与川まつり実行委員会の運営補助金でございます。28年度はおよそ2万5,000人の来場がっております。以上、観光費合計430万589円となっております。続きまして180、181ページをお開きください。11款災害復旧費1項1目農業用施設等災害復旧費でございます。15節工事請負費の135万8,640円でございますが、これは農道、水路等合計3か所の災害復旧工事を実施をいたしております。以上、産業振興課所管分歳出の説明を終わります。

続きまして188ページをお開きください。(4)出資による権利でございます。産業振興課分は上から長崎県漁業信用基金協会、長崎県農業信用基金協会、長崎県信用保

証協会、長崎県林業公社、2つ下でございます長崎県漁港漁場協会、次に下から5番目の長崎県産業振興財団、長崎県農林水産業担い手育成基金、その2つ下にあります長崎南部森林組合の8件が所管分でございます、増減についてはあっておりません。次に189ページをお開きください。3債権でございます。長崎県林業公社貸付金でございます。長崎県林業公社への貸付金総額は1,581万2,000円となっております。引き続きまして長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書でございます。これにつきましては産業振興課所管分は35ページから43ページに記載をしております。後程御参照いただきたいと思っております。以上が平成28年度におきます産業振興課所管分の内容でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたのでただいまから質疑を行いたいと思っております。歳入を一括、それから後に歳出を一括、質疑を受けていきたいと思っております。

それでははじめに歳入について質疑を受けたいと思っております。質疑ありませんか。無いのですかね。質疑なしと認めます。

それでは続きまして歳出の部に入っていきたいと思っておりますが、かなりボリュームが多いようでございますけれども質疑を受けたいと思っております。

質疑ありませんか。

山口委員。

**○委員（山口憲一郎委員）**

ふれあい農園の件でちょっと聞きたいんですけども、今290何区画あって270何か所が今使用されてるということでもありますけれども、これはやっぱり借り手はずっと減っていきよるのですかね。増えていきよるのですかね。状況を教えていただければと思っております。

**○委員長（岩永政則委員）**

中嶋課長。

**○産業振興課長（中嶋敏純君）**

現在貸付率は約90%、9割の区画数において使用していただいております。そうですね、例年余り変わらない状態です。しかし2、3お待ちの方もいらっしゃるんですけど、なぜ空いてるかというのが、100にならないのかっていうことなんですけど、道路からちょっと離れている場所がやっぱりあるんですね。そういうところで水とか肥料とかそういう資材それから採れた農産物の持ち出しにちょっと支障があるということで、やっぱりそこはちょっと敬遠されてるみたいなんです。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

山口委員。

**○委員（山口憲一郎委員）**

理由は分かりましたけども、やはり見通しとしては今後借り手は少しずつぐらいは増



えていく状況にあるのかお伺いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

これから先の見通しですけど確かにもう定年を迎えられたシルバーの方が結構出ていらっしゃると思います。それからそういうことで余暇を利用してのいろんな生活設計とか、そういうことも出てまいるとは思いますけれども多分落ち込むことは無いだろうと思っておりまして、どこまで増えるかというのはちょっと未知数でございますが、減ることは無いだろうということで思っておるところです。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今同僚議員からも出されたふれあい農園の使用料の件でお伺いをしたいと思うんですけども、一部道路から離れた場所についてはなかなか利用が促進できないということでありまして。以前ふれあい農園をあちこちに広げていった時期は逆に足りないということで、こっちにも作って欲しい、こっちにも作って欲しいといういろんな要望が出されて作られたわけですので、一定悪条件をクリアすれば利用できるのかなというふうに思うんです。それで例えばせっかく作った農園ですので簡易的な貯水槽等を設置して住民の方が水を汲みやすくできないのか。水の補給等もまた大変だと思うんですが町は給水車を持っていますよね。ですからなるべく近くまで付けて横づけはできないかもしれないけども、給水車も遊ばせているのはもったいないので、そういうのを活用してもう少し住民がそういうことなら使うよというふうになるんじゃないかなと思います。同僚議員おっしゃるように今、定年退職して何かやりたいなという方もいらっしゃるんじゃないかと思うので、そのあたりが今後の検討としてできないものか。いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

水に関しましては簡易的ではございますけれども、多分全然無いのが二中の下にございます吉無田農園と言っていますけれども、そこが無いんですね。あとは簡易的にちょっとした汲むような水は用意をしているところなんですけれども、それが各圃場まで近くにあるかと思ったら近い方とやっぱり条件不利な所というのがございまして、そういうのはあるかと思うんですけれどもそういうのも今後考えていって、皆さんの利用がしやすいような環境を整えていければと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

131ページの商工会組織支援事業補助金、西そのぎ商工会に300万補助金を出しているということですが、主要な施策を見ると長与支所へ補助を行ったというような書き方になってるんですけども、そこで町内の事業所は476事業所ということで、これはどっちみち西そのぎ商工会でプールされて運用をされるんだと思うんですが、時津町の同様の補助金の負担額と時津町の事業者数というのはお分かりでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

神崎主任。

○主任（神崎勇典君）

お答えいたします。まずこちらの300万の補助金なんですけれども、商工会全体に対する補助金です。時津町からも同額補助金が出ております。会員数が544店ということになっております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

53ページのイメージキャラクター商品等製作委託料ということで、ここは秘書広報とか産業振興とかも関わるのかなと思うんですけども、今現在、町内のいくつかの商工業者さんで自分たちの商品にイメージキャラクターを利用されてる方がいらっしゃると思うんですけども、何件ぐらいの業者さんがイメージキャラクターを利用されているかというあたりの数字、もしつかんでれば教えていただきたいと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

川内補佐。

○課長補佐（川内佳代子君）

イメージキャラクターの使用につきましては秘書広報課が担当課にはなっていますが、こちらの方から特産品の丸いシールがあるんですけども、こちらの方をお店として貼っているところが今3件ほどございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そのあたりが秘書広報課と産業振興課の連携をもう少ししたらどうかなというふうだと思うんですね。ふるさと納税の中でちょっと見させてもらおうと例えば酒屋さんあたりがミックンのイラストをラベルに使ったりということやって、結構、町民の方その他の方々もミックンに対する、一定長与町のイメージキャラクターだということで定着しているので、これをもう少し産業振興の方に役立てられるようなことをもっとできないのか。今、それは秘書広報課の方でやってるということでもありますけども、もう少し産業振興課の方も積極的にこの販売促進に町のイメージキャラクターをどんどん使ってく

ださい。以前はできなかつたんですけども何年か前から自由に使えるというふうになってきていますよね。ですから商工業の販売促進に利用するというのもう少し今後PR、商工会等々にPRしていくっていうのも1つの産業振興になるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

川内補佐。

○課長補佐（川内佳代子君）

イメージキャラクターミクンにつきましては使用につきましては委員が言われるとおり秘書広報課の方が担当になっておりますので、こちらで勝手に使用許可を出すということではできないことにはなるんですが、今後いろいろイベント等に、今もう現在イベント等になりましたらミクン、はっさくなどの着ぐるみを使ってのPRの方はさせていただいておりますので、商品等にも積極的にシール等を貼っていただくように努めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

125ページの有害鳥獣捕獲業務委託料、これは昨年と金額は同様かと思われませんが、猟銃会っていうんですかね、業務委託先の従事されている方の人数は27年度は10名とお聞きしましたが、28年度は何名の方に従事していただいているのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

畑中補佐。

○補佐（畑中隆徳君）

28年度も10名従事しております。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

28年度も10名ということで、前回もお聞きしたかとは思いますが猟銃の所持というのは警察で年に1回検査を受けるとか、猟銃自体も高額である。また、恐らく所持をされている方の高齢化というのもあるのではないかと思うんですが、この例えば10名の方に維持していただいていると同じくらいの効力があるのではないかと私考えますが、そういったことでのお願いといいますか、今後に向けての対策というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

御指摘のとおりこのメンバーの方の平均年齢も年々上がっております。最近では箱毘

を大量に設置しまして、そこに餌付けをしまして、それから協力者の方もいらっしやいましてそういうことで行っていただきまして、その箱罾で獲れたものを最終的には猟銃で仕留めるんですけれども、そういう負担が無いように最近は電気ショックを与えまして、銃を持たなくてもそこでとどめを刺すというようなことも行われておりまして、長与町にも1台導入をしております。そこら辺のそういうその作業に対する手間を軽減していただいて、気持ちの問題もございまして、そこら辺の軽減を図っていくというようなことも行っております。それから昨年も触れたと思うんですけど広域で長崎西彼地域のそういう協議会もございまして、広域な枠を超えたところで猟友会の方も、早く言えば長崎市の方が長与町に入ってきて捕獲をしていただくとか、そういうようなことも今こう話をずっと詰めているところでございまして、そういう対策を今とっているところ です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。先程同僚議員が質問をしておりましたふれあい農園の関係からも利用者の方からせっかく作物をつくってもその前にイノシシとかアナグマに食べられてしまうということで、町としてもワイヤーメッシュやそういう捕獲のいろんなことをされているというふうには聞いておりますけれども、今、御答弁いただきましたので、そういったふれあい農園の利用される方、せっかく楽しみにされていて全部やられたということをお聞きしますので、今後に向けてもワイヤーメッシュ等も使って検討をしていただきたいと思いますが、今一度答弁をお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

畑中課長補佐。

○補佐（畑中隆徳君）

今現在ふれあい農園につきましては5か所ある中で、吉無田とか、平木場とか、あと丸田のふれあい農園についてはワイヤーメッシュを張っている状況でございます、それ以外の所につきましては、都度都度アナグマとか出たときには箱罾を設置したりとかというふうな対応しております。そういう状況で今後も町としては監視とか捕獲に従事したいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

71ページのふるさと納税の件でちょっとお尋ねをしたいと思います。このふるさと納税の分は経費としては通信運搬費からふるさと納税業務委託料、ここまでの分が経費になろうかと思っております。これの合計が363万8,789円ということで、寄附金自体

の歳入というのが、39ページに2,436万6,000円ということで、それと返礼品が先程の説明で704万3,000円ということでしたけれども、こちらと経費を足した分を金額から引いた分がこのふるさと納税の利益というふうに考えてよろしいのでしょうか。収支の方。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

委員おっしゃるとおりで、今そういうふうなことを足し合わせたりしますと収支比率が51.8%ということになっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

農業振興で聞くあれでもなかったのかもしれないんですけど、返礼品のことで国の方から余りに過剰に返礼品を出してはいけないという通達で全体の30%分ぐらいの返礼品で抑えるというふうに出てたかと思うんですが、その2,400万からして返礼品の金額は30%を満たしているということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

川内補佐。

○課長補佐（川内佳代子君）

長与町の返礼率につきましては総務省の指導どおりに今なっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

先程の有害鳥獣の関係ですけれどもイノシシ関係それぞれ27年度180で、28年度も100頭ぐらいというふうになってますけれども、よその自治体関係は有害鳥獣を商品化ということでジビエ料理等に活用されてるところもあります。この捕まえるイノシシの頭数がそういった供給に長与町としては足りないのか、それでもできる取り組みになってくるものなのか。そこら辺をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

畑中補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

長与町は毎年100頭から200頭の間、捕獲をしておりますけれども、実際ジビエ等をしている例えば隣の長崎市については1桁違う数千頭とかいうふうな捕獲をする中で、ジビエ料理をしている状況でございますので、町としては今100頭から200頭の間では、そういった施設も含めてジビエ料理というのはなかなか厳しい状況でございます。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

施設の関係もあるということなんですけども、今、トラック型のやつが開発されていて捕まえたその場で移動して行って処理ができて臭みもなくなるというような商品ももう既に開発されていますので、そこら辺も検討いただけないかなというふうに思うんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

御指摘のとおり今週でしたか、先週でしたか、新聞報道になっておりまして、私も拝見したんですけど、まだあれは日本で第1号っていうことでやっておられるみたいで長崎県もまだ、そういう協議といたしますか、そういう事業といたしますか、まだ立ち上げていない状況でございましたので、今後そういうことで県の方で主導でやっていただければ、町とすればなかなかちょっと難しい面もございますので、そういうことでやっていただければ助かると思っております。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

55ページのところの長与シーサイドマルシェの補助金のところでお伺いをしたいと思います。先程66店舗が参加されて7,000人相当の来場があったと補助金については昨年度よりも約16万ぐらい増額されているのかなと思いますが、昨年度私が何人ぐらい来場されたというのをちょっと記入しておりませんので、昨年と比べて来場者数というのは増えたのかどうか。それとあと何店舗、店舗数ですね、昨年と比べて参加された店舗はどうだったのかお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

川内補佐。

○課長補佐（川内佳代子君）

シーサイドマルシェについてですが、まず来客数についてですが昨年第3回につきましては5,000人となっております。今回第4回が7,000人ということで来客の方は2,000人増ということになっています。あと店舗につきましては、昨年が67店舗、今年が66店舗と1店舗減にはなっているんですけど、この理由といたしましては、場所の方をシーサイドパークの中でちょっと移動をしまして区画がとれなかったということもありまして減というふうになっています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。28年度はヘルシーウオーキング大会と同じ日に開催をされたことも少し来場者数が多くなった原因の1つかなと思うんですが、今後についてもそういった例えば他の町のイベント等と重ね合わせてといいますか、共催とかそういった面は考えてらっしゃるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

川内補佐。

○課長補佐（川内佳代子君）

今後につきましては実行委員会の方とも協議を行いながら進めていきたいと思いますが、昨年健康保険課の方から相乗効果があったというような感想が出ておりますので、積極的にいろんなところと協働でやっていきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

主要な施策のところ、28年の6月議会の補正で生活研究グループに依頼して作品を製造委託ですとか加工品直売所の経営のコンサル云々で850万の補正が出ていたかと思うんですけれども、こちらの方、産業の振興ということで850万出されたかと思うんですが、主要な施策に成果というのが載っておりませんが実際には今現在どういうふうな状況になっているのでしょうか。状況を教えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

地方創生加速化交付金を利用して3目農業振興費において13節委託料で50万円とそれから19節で850万円の御予算をいただいて合計900万円で行ったところです。委託料につきましては不用額が3,200円ということで49万6,800円を使いましてポスター等2,000部をつくったところです。あと試作品の製造費、それから経営コンサルティング、PRとしまして3つほどあげておったんですけれども、結果としまして支出合計が474万9,084円を使ってまして不用額が375万916円出ております。主な要因なんですけれども、こちらがオリーブを使った試食会とか、それからSNSを利用した特産品のPR、長崎からのインバウンドですけれども観光ルートの検討ということでここに350万ほどあったわけでございます。28年産はオリーブ収穫量が九州周辺各県も調べたんですけど、町の方も同様に収穫量が大変少なくございまして約250キロという結果にとどまっております。これを何とか絞りまして商品化せんといかんということで、加速化交付金の事業もございましたけれども、これはふ

るさと納税の返礼品に使えないかということでポータルサイトに掲示をしたんです。そしたら注文が殺到しましてすぐに完売をしてしまいまして、その分の試食会等々にも回す量が無くなってしまいまして、その分ですまは試食会等とか、それからSNS使ったのはもうポータルサイトで載せましたので、ある程度のPRといたしますか、そういうのは図られたんじゃないかなって言うふうに思っております、その分に対します減もあるのかなって言うふうに思っています。それから収穫が少なくて体験農業等がそういうのもあまりよくできなかったということで、そういうことで結果として370万円ほどの減額ということとなっております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

確かに今年度オリーブオイルが37本しかできなかったというふうに資料的にはいただいているんですけども、搾油機を買ったときに他自治体からのオリーブオイルを絞って、その絞るその作業に対しての対価としての収入を見込んでいると言われてたかと思うんですけども、歳入として全然分からなかったんですけど、他の自治体からのそういう申し出が実際にあったのでしょうか。そちらの実績はいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

ゼロではなくて本当に少量でございますけど、時津町の方が作っていらっしゃるということで数キロですけどもそういう委託を受けたところがありました。ですけども先程申しましたようになにぶん量が少なかったもんですから、逆に長与町の分を下さいと逆に言われるような状態ございまして、うちの方も欲しいということではございましたけど、そういう形でどこも実がなっていないということで、収入源となるようなものが無い状態でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

125ページの中段付近にあります農産物加工処理施設解体工事ですね。これは前のジャムとかを作っていたところを解体して更地にした分だというふうに理解しておりますけれども、以前も今後の町との関与をどうかという質問もあって、これで一定町との関係は切れたというふうに聞いたんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。



○産業振興課長（中嶋敏純君）

ご指摘のとおりです。町とは今回でもう本当に切れたということでなっております。  
以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これはちょっと生涯学習の方との関連もあるんですけども、上長与公民館のイベントがあるときに、人がたくさん参加するときに、これまでその加工所のところの駐車場を利用させていただいて非常に助かったんですよ。昨年ぐらいからもうそこが使えなくなりました関係で車で来場される方々が非常に困るといいますか、まずは公民館のところ、そしてグランドのところ、それがだめだったら今度は三根の公民館を借り、それがだめだったらもう今のところどうしようもないという状況で、これは生涯学習課でも聞こうかとは思いますが、そういったときの一時的な貸与とかいうことは情報をつかんでらっしゃらないかどうか、この辺いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

情報はいただいておりません。けれども今現在は多分何も計画が無いようなことは、お伺いしているところです。

○委員長（岩永政則委員）

他に歳入歳出合わせていいです。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

これは確認になるのかもしれないんですけど、125ページ補助金の件でちょっとお尋ねをいたします。不用額が658万3,385円出ておりますけれども、こちらの方は負担金、補助金、こちらの方の精査を行った上での成果ということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

そのうちの半分が先程申しました加速化交付金の370万ぐらいということでございまして残りがあと半分ございますけど、委員御指摘のとおり精査をしまいたところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

125ページの負担金、補助及び交付金のところ、ずらっといろいろ並んで1番下の方から7行目ぐらい、優良品種更新事業補助金、柑橘等の苗の優良品種に更新する分だと思うんですけども、こうしたいわゆる柑橘の優良品種への更新を利用したいとおっしゃる方々が今回28年度で101名だったということですが、経年的にどんなですか。横ばいなのか、増加なのか、減少なのか、このあたり分かればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

28年度が101名、27年度が89名、26年度は99名、25年度は114名というふうなことで結果としては横ばいということになっております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

先程の同僚委員の質問と重なる部分もあるんですが125ページ、昨年6月で850万の補正を組んで地方創生加速化交付金、これでいろんな、特にどっちかと言えばソフト面の事業を進めていくということだったろうと思うんですが、これが475万ばかりで済んだ。370万ばかりその予算と比べると不用が出ると。この理由は何なのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

19節で合計額850万円の予算がございました。そのうちの特産品の試作品製作委託費、それからコンサルティング、特産品のPR委託費ということで850万という予算がついておりますけれども、PR等委託費に合計として350万ほど内数ですけど予算がございました。それでオリーブ等のPRを行っていかうとしたんですが28年度収穫量が極端に少なくなりまして、約250キログラムということになっておりまして、その中にはオリーブの試食会、何か料理を使ってやろうというようなこともございました。代替品を使ってやればよかったという御意見もあろうかと思いますが、やはり長与町で採れたものでやろうという御意向がございましたので行っておりましたけれども、まず収入を確保せんといかんということでポータルサイトに載せまして、ふるさと納税の返礼品として使おうということで掲示をしたところ、もう1か月2か月の間にもう完売してしまうということで商品が無くなってしまいまして、そういうふうなことに回せなくなってしまいました。そこら辺に対する試食会の減とそれからここにウェブを使っ

た、SNS等を使ったところで特産品のPRを行いましょうということなんですが、その分にも予算もいただいております、その分は結果的に物が無いもんですからもう載せられないというようなことでやっております、それからふるさと納税の返礼品としましてポータルサイトに掲示をしましたので、そこら辺である程度一定のPRが図られたんじゃないかということでその分に対します減額もございます。それから体験農業等も行ったらどうかというのでそういう検討もしたらどうかという予算もいただいておりますけれども、それも実がついてなくて葉っぱばかりの状態でもございましたので、それもどうかということで結果的に350万というのが使わなかったと、使えなかったというような結果になっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

確かにいろいろPRをしていかんと事業も伸びていかんというのは十分分かりますけれども、まず物がなければ、いくらPRしてもどうしようもないわけですよ。かなりふるさと寄附金でも迷惑をかけた部分があるということも聞いておりますけれども、例えばオリーブに特化して言いますけれども、オリーブの生産がやっぱりこの事業を見るとオリーブのことは結構ここに書かれておりますけれども、オリーブの生産そのものをどう伸ばしていくかということと、オリーブに特化されない新たな加工品の開発とそういったものが恐らくこの850万の狙いだったろうと思うんですが、そこらへんについてはどういうふうに進んでおるのかお尋ねをします。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

生産量ですけれども昨年度は、普通、検実と言いますけど、農園回ってどれくらい着果してるかということで確認をしたところ約1トン近くは行くだらうというような予想で参ったんですけれども、結果的に昨年は日照りと干ばつが8月にだいぶ集中しました。そういうところと収穫前に台風が襲来しました。10月の頭だったと記憶しておりますけれども、それでそこでも結構落下したというのがありまして、それから基本的には実がつかなかったということでございますけれどもそういうのがありまして、そういう結果になってしまいました。今後なんですけれども、樹木自体はもう大きくなっておりまして、ある程度条件を整えば実をつけるのかなと。今年はまだ実際のキロ数はどれくらいと分かりませんが昨年より大幅に収穫量は伸びる可能性になっております。みかんも一緒なんですけれども、昨年度みかんの収穫量も27年対比で94%というような形でだいぶ落ち込んだりしております。ですから生理的なものもあってなかなか安定的な生産ができるのかというの、なかなか難しいところでもございますけれども、そういうところで会員もとにかくこういう補助もいただいてやってる以上は頑張っていこうとい

うことで昨日も役員会を開いてそういう確認をしていただいたところでございます。それから試食、新商品等もいろいろと模索をしていただいております。何回か御説明をいたしましたけど、新漬けとといいますか、漬物ですけれども、あれが結構単価が上がりますので、そういうのも研究をしていただいてオイル以外もそういう製品を作っていくかと思っておりますので、今後も努力してまいりたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

生活研究グループですか。ここを中心に事業を展開していくということで私はこれはこれで構わんと思うけども、やはり昔からの行政に依存体質というのを何とかやっぱりせんと、自分たちでこの経営を軌道に乗せてやるんだというのが、どうしても私は見えてこんなと思います。補助金頼り、行政頼りという。そこで例えばこの生活研究グループというのは税金の申告等についてどういうふうにされとるか情報は入ってますか。

○委員長（岩永政則委員）

川内補佐。

○課長補佐（川内佳代子君）

生活研究グループの税金等の申告につきましては、税理士の方と調整をしまして、法人税と、あと消費税と計算をして申告をしているっていうことで聞いております。

○委員（喜々津英世委員）

私は聞いておるだけじゃやっぱりちょっとまずいんじゃないかなと。少なくともこれだけの補助金を利用していろいろ事業をしてもらっておるわけですから、少なくともそこらについては行政側も関心を持ってやっていくということがなければやっぱり。そしてその中で、依存体質をどう改めて事業を軌道に乗せていくかというのが大事になってくるわけですから、そういう部分では、課長どうですか。今後の生活研究グループに対する考え方としてどういうふうに持っていこうとするのか、それを教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

先程聞いているというようなことでございますけれども、実際の確定申告をされましてうちの方も直接いろいろ入っておるとかも確認しております。うちの方にも決算書をいただいて毎年報告をいただいているところです。そういうことで売上高、それに伴います原価率、人件費それから原料それにどれだけかかったかっていう経費等々もずっと関わっております、やはり1番の原因としましては、原価率、人件費なんですけれども、そこが1番やっぱり高くなっておりまして利益の幅がだいぶ少なくなっておりますので、そこらあたりも一度に大量に作って作業効率を上げるとかそういうのもございますけれども、そこにもまた賞味期限というのもございまして、余り多く作り過ぎるというのが

ございまして、なかなか難しい面もございませうけれども、そういうのを今、研究をさせていただいて、とにかく経費を抑えるということで。作るのは作るけれども経費もそれに比例して上がっていくという状態になっておりますので、その改善をとにかく図っていきたいと思っております。この事業でやりました、まち・ひと・しごとの創生は5原則といひまして自立性というのがございませう。そういう自立性を進める中で稼ぐ力といひませうか、早く自立をしていただいて将来的には行政からの補助金等に頼らず自立的に継続していつていただくということを願っているところだす。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に質疑ありませうか。

喜々津委員。

**○委員（喜々津英世委員）**

今、課長から自立性という言葉がでましたので関連がありますから127ページ、19節の補助金、農産物加工施設整備事業元利償還補助金110万7,825円、これは去年のこの委員会の中でも岩永委員長が取り上げたことでありますけれども、その当時に補助金を返してもらおうということはできんやろうという質疑の中で、覚え書きというように形で文書を作り取り交わしたいと思ふと。内部の協議は終えております。準備が整えば取り交わしたいということで課長は答弁をしとるわけだすね。部長も今回のこれは補助金でありその金を返してもらおうというのは不適切かなと考へておる。しかし、もう既に事業として行っており、期限をある程度区切った中で補助金を出していくということ考へておるといふ趣旨の答弁をされたと思ふんですが、これについて答弁どおり進んでおるのか。相手方との交渉状況等を踏まえて現状をちょっとお知らせしたいと思ひませう。

**○委員長（岩永政則委員）**

中嶋課長。

**○産業振興課長（中嶋敏純君）**

議員おっしゃいますとおる去年の9月議会だつたと思ひております。当分の間は補助しますけれどもその後は補助した分を返していただくといふ旨の発言をいたしました。確かに補助金の名目上、返していただくといふのは、表現として不適切であつたと思ひております。本当に説明不足でございませうけれども旧三根の加工所時代、今委員御指摘がございませうけど早く自立をさせろといふようなことで、加工所時代はやっぱり町が一切の経費をもちまして行っておつたところだすけれども、今回、まち・ひと・しごとつていふことでああいう新しい加工所を建設といふことで、何といひませうか、オリーブ振興協議会と生活研究部の合同の立ち上げとかといふのもございませう、自己資金とか運営資金も無い状況でございませう。そういうところでオリーブも、先程から出ておりますけど、商品化もまだまだこれからといふことでそういう実績も無いところだつたわけだす。言い訳ではないんですが、初年度から経営を安定させるような

利益を生むのは大変難しいものがございまして加工所自体の存続が危惧されるところでございましたので、だいぶ心配をしたところでもございました。こういうことがあったもんですから三根が軌道に乗るまでの間の応分の間は借入金の一部補助ということで、中にはその当時もお話したと思いますが、補助残の分とそれから運営資金の分もプラスして借入れを行っております。ですからその分の運営資金というのもあったものですから、借入金の返済については補助はしますが、先々は今も言いました運営資金とかも入ってるもんですから、そういうのもあったもんですから売り上げが伸びていって余剰が出たら何らかの形で町の方へ入金をしていただけないかという旨を説明をしまして、そのグループの方とも御理解をいただいているところです。今後、その入金につきましては雑入という方法もあるかと思うんですけれども、名目につきましてはどのような方法がよいのか、内部の財務担当も含めていろいろと調査研究といいますか、行ってまいりたいと思ってるんですけれども、私が言いました返していただくというのはそういうふうな趣旨でございしますので、御理解を賜りたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

ちょっと分かったような分からんような感じがするんですが、要は昨年9月の答弁したようなことを今後も引き続き努力をしていくということで考えていいんですか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

そうです。そういうことで思っておるところです。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

131ページの負担金、補助及び交付金の店舗リフォーム助成金のところでお伺いします。ここで平成28年度が5件だったということでもありますけれども、この28年度の5件という数字をどういうふうに担当としては評価をなされて今後に向けた考え方等があればお伺いをしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

御指摘のとおり私の見解とすれば5件しかなかったのかなということで、もっと利用していただきたかったと思っております。予算も確保しておりますので、できたらもっと件数を増やしていただくように、また平成29年度も予算いただいておりますけれど

も、そういうことでちょっとPRを図っていきたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

できれば町としてはもっと利用促進を図っていきたいということだと思います。現在、榎の鼻に商業施設ができて、じゃあ既存の商店街はこのままでいいのかっていったときに町長もぜひ共存共栄をやっていかないといけないという、そういったことの一環として店舗リフォームという制度があるんじゃないかなと思うんですが、この店舗リフォーム事業の中に補助の対象となる工事、対象とならない工事がありまして、対象として基本的には、外装、内装、そして外構ですかね、そういったものになっているわけなんですけど、ちょっと私が気になるのが、最近の比較的若い方々が集まるような店舗というのが室内の陳列棚等々が以前のようなステンレスとガラスでつくったようなショーケースじゃなくて、木材で棚をつくったり木材のテーブルを置いてそこに陳列するというのが結構見受けられて今の流れじゃないかなと思うんです。そうした場合にこういう工事をされる業者と一緒にそういったものも含めて工事ができるのに、これは備品だから対象外ですよって言って跳ねられるケースがあるんじゃないかと思うんです。これはもちろん商店の振興もですけども、それを地元の商工、特に建築関係の業者に発注することで地元業者の育成という点もあるわけですからもう少しこのあたりを幅広く、室内のそういう内装についても地元の業者ができるんだったりしていいよというふうに対象を広げれば非常にもっと良くなるんじゃないかと思うんですが、そのあたりが今後検討できないものか、この辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

陳列棚ですね。建物とこうつながっておってカウンターというようなその位置づけでやっていただける分は私は十分に可能じゃないかなと思っております。ただ持ち運びができて移動ができるようなものは無理があるのかなと思っております。そういうのも含めて昨年度150万いただいておりますので、やっぱり十分に使っていただくようなことでいろいろと御意見もちょうだいしながら、また、使いやすいような形で利用を図っていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業振興課は以上をもちまして質疑を終了したいというふうに思います。

11時25分まで休憩します。

（休憩 11時16分～11時24分）

### ○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。ただいまから土木管理課所管についての審査に入りたいと思いますが、担当課長からの説明を求めます。

日名子課長。

### ○土木管理課長（日名子達也君）

それでは土木管理課所管分につきまして事項別明細書により歳入の部から御説明をさせていただきます。まずは22、23ページをお開きください。12款1項5目土木使用料1節道路橋梁使用料と2節都市計画使用料収入済額1,328万3,035円のうち備考欄の上段、公園占用料63万1,512円と下から4段目の中尾城公園使用料56万2,660円。2段下の都市公園使用料1万6,200円それと1番下、潮井崎交流館施設使用料3万2,540円合計の124万2,912円が土木管理課所管でございます。また3節住宅使用料から6節滞納繰越分につきましても土木管理課所管でございます。1節道路橋梁使用料につきましては収入済額593万5,645円で、ガス、電話及び電気通信ケーブル等、道路等占用料となっております。2節都市計画使用料につきましては公園占用料63万1,512円のうち公園内の九電柱及びNTT柱等の占用料、中尾城公園使用料56万2,660円は草スキー、モノレールの使用料、潮井崎交流館施設使用料3万2,540円は展示ホール等の使用料、冷暖房使用料、シャワー使用料となっております。3節住宅使用料につきましては収入済額5,010万2,080円で東高田、西高田、岡岬団地の3団地分となっております。5節町営住宅駐車場使用料につきましては収入済額346万6,760円となっております。4節、6節につきましては住宅、駐車場の滞納繰越分となります。24、25ページをお開きください。12款2項3目土木手数料1節住宅手数料及び26、27ページ13款1項3目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費負担金が土木管理課所管となっております。1節の公共土木施設災害復旧費負担金につきましては補助事業費183万9,240円に対する補助率66.7%の負担金となっております。26、27ページの下段から28、29ページの13款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋梁補助金及び4節住宅費補助金のうち住宅・建築物耐震改修事業補助金8万1,200円、公営住宅等ストック総合改善事業補助金727万3,000円、住宅性能向上リフォーム支援事業補助金45万、合計収入済額805万6,200円のうち780万4,200円が土木管理課所管でございます。1節道路橋梁費補助金につきましては収入済額2,057万6,000円で安全で快適な地域社会の創造補助金が2件、道路橋長寿命化による安全性の確保補助金が前年度繰越を合わせて6件、通学路要対策箇所の整備による安全な通学路の確保補助金が1件となります。続きまして32、33ページをお開きください。14款2項6目土木費県補助金1節住宅費補助金につきましては収入済額58万4,100円のうち備考欄の上段、長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業補助金2万3,100円が土木管理課所管となっております。続きまして34、35ページの14款3項6目1節2節が土木



管理課所管でございます。38、39ページをお開きください。16款1項5目1節土木管理課寄附金も土木管理課所管でございます。続きまして42、43ページをお願いいたします。19款5項1目雑入1節雑入につきましては上から6行目清涼飲料水自動販売機設置使用料365万5,514円のうち57万6,000円、2行下の各種施設電話使用料4,690円のうち370円、次のページの上から11行目になりますが中尾城公園施設利用者障害保険料精算金69万5,400円、それと中段あたりになります町営住宅光インターネット装置設置料7万7,640円、それとその下の境界立会他証明書等交付手数料1万2,000円のうち1万1,100円が土木管理課所管となっております。次のページをお願いいたします。20款1項6目災害復旧債1節公共土木施設災害復旧事業債60万円が土木管理課所管となっております。

続きまして歳出の部でございますがこちらの方も説明をさせていただきます。132、133ページでございます。8款1項1目2節から19節までが土木管理課所管となります。2節から4節までにつきましては部長を含め土木管理課職員の人件費10名分でございます。7節賃金につきましてはパート賃金といたしまして1年分でございます。9節旅費11節需用費は経常的経費でございます。13節委託料につきましては道路台帳作成整備委託料を含む3件分で213万840円となります。14節使用料及び賃借料につきましては防犯設備借上料を含む144万8,586円でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては1,175万2,250円のうち備考欄の上から2段目の西彼中央土地開発公社事務費負担金以外の1,150万2,250円が土木管理課所管となっております。続きまして134、135ページ、2目急傾斜地管理費13節委託料につきましては長与ニュータウン法面調査を含む4件分で137万1,600円となります。15節工事請負につきましては急傾斜地維持補修工事2件分で94万7,160円でございます。続きまして8款2項2目11節から16節が土木管理課所管です。主なものを申し上げますと13節委託料につきましては支出済額4,173万8,095円で町道管理委託は86件、街路樹の剪定及び除草委託が主なものとなります。町道維持補修委託は7件で町道の維持補修、パトロールとシルバー人材センター常時3名が主なものでございます。測量設計委託料4件で路面性状調査及び維持計画策定業務が主なものでございます。15節工事請負費につきましては支出済額9,747万9,327円で主なものといたしまして、町道1工区1号線他1線、側溝整備工事、町道北部1号線法面補修工事、町道嬉里辻線他2線、薄層カラー舗装工事を含む151件となります。次に下段の8款2項3目9節から次のページの16節までが土木管理課所管となります。12節役務費15節工事請負費16節原材料費につきましては執行がございません。続きまして4目橋梁維持費13節15節が土木管理課所管です。13節委託料につきましては支出済額1,342万3,320円で橋梁の定期点検35橋、それと補修設計1橋が主なものでございます。15節工事請負費につきましては支出済額8,266万5,110円で28年度からの繰越工事を合わせまして5橋の工事を行っております。

次に8款3項1目河川総務費9節から19節が土木管理課所管です。主なものを申しますと13節委託料につきましては支出済額162万5,160円で排水ポンプ保守点検が1件、それと河川管理委託が4件となります。それと15節工事請負費につきましては支出済額796万7,700円で河川補修工事が12件となります。次にその下4項1目港湾整備費9節から次のページの19節までが土木管理課所管となります。主なものを申し上げますと138、139ページの方、13節委託料につきましては支出済額68万6,578円で長与港港湾施設管理業務委託が2件となります。19節負担金、補助及び交付金につきましては支出済額27万5,294円で、主なものは長与港改修事業地元負担金で潮井崎地区の護岸改良工事分でございます。140、141ページをお願いいたします。8款5項5目公園緑地管理費9節1万5,160円のうち6,710円、その下11節需用費1,418万1,968円のうち1,416万3,229円、次のページ12節13節14節、また15節3,871万738円のうち1,337万9,338円、それと16節18節19節が土木管理課所管となります。9節旅費は経常的経費でございます。11節需用費につきましては支出済額1,416万3,229円で主なものといたしまして、消耗品が花いっぱい運動の花の苗代、花の苗配付事業によるものでございます。また、水道使用料、下水道使用料、電気使用料、その他修繕料、ガス使用料としての経常的経費でございます。12節役務費は主なものとして総合保険料でございます。中尾城公園の入園者に対する保険それと植樹祭のときの参加者に対する保険に要するものでございます。13節委託料は主なものとして公園清掃管理委託料396万1,568円でございます。主なものとして各公園トイレ清掃に要するシルバー人材センターへの委託でございます。また、公園施設管理委託料は中尾城公園及び潮井崎交流館の施設管理として長与町公共施設等管理公社及びシルバー人材センターへの委託でございます。14節使用料及び賃借料は主なものとして11か所の借地公園の賃借料でございます。15節工事請負費は公園の維持管理補修に要する費用で41件の工事を行っております。16節原材料費は施設整備に要する補修材料費でございます。18節備品購入費はファックス、タイトルブレーン、プリンター、フロアバキュームを購入しております。なおプリンター、フロアバキュームは中尾城公園、それとファックスは潮井崎交流館に配備をしております。19節負担金、補助及び交付金は公園に関連した協会費及び負担金でございます。続きまして同じページの下段から次のページの8款6項1目公営住宅管理費1節から19節までが土木管理課所管でございます。主なものといたしまして11節需用費につきましては公営住宅の修繕費などがございます。13節委託料につきましては町営住宅植栽剪定委託料の6件が主なものでございます。続きましてその下の2目安全・安心住まいづくり支援事業費、13節と19節が土木管理課所管でございます。13節委託料は耐震診断3件分でございます。19節負担金、補助及び交付金は耐震改修計画作成の1件の補助金でございます。続きまして3目建築費19節が土木管理課所管でございます。住宅性能向上リフォーム支援補助金を10

件の方々に交付をしております。続きまして180、181ページをお願いいたします。11款2項1目道路等災害復旧費9節から19節までが土木管理課所管となっております。9節旅費11節需用費は経常的経費でございます。13節委託料は災害箇所の測量及び設計業務でございます。15節工事請負費につきましては町道南田川内本川内線道路災害復旧工事を含む10工事を行っておるところでございます。19節負担金、補助及び交付金は災害防災関連の協会会費でございます。なお、平成28年度長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告ですが、報告書の44ページから47ページまでが土木管理課所管でございます。御参照賜りたいと存じます。以上が平成28年度土木管理課所管の内容でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。ただいまから休憩に入りますが、1時から委員会を開催をしたいと思っております。質疑は午後いたします。

以上で休憩です。

（休憩 11時46分～13時01分）

○委員長（岩永政則委員）

少し時間が過ぎましたけれども、ただいまから土木管理課の質疑を受けたいと思っております。歳入について質疑を受けたいと思っておりますが、質疑ありませんか。いいですか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

23ページで中尾城公園使用料というところで、金額は別に関係無いですけども、このモノレールは、今現在順調に動いてるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

モノレールについては順調に動いております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

以前ちょっと調子が悪くて修理をして使用するというので、その辺はまだ改善はしていないんですか。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

今年度、委員おっしゃられたとおりモノレールの方の主要部品の交換の工事を予定しております。それによって引き続きモノレールの方を利用することができるようになっていくと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。歳入ですね。無いようでしたら次に歳出について質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

143ページの公園清掃管理委託料で、各公園のトイレの清掃ということで説明を受けましたけども、この中にはまず尻無川と八反田公園横の道路沿いにある公園も含まれているのかどうか、その件についてお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

尻無川公園、八反田公園ともに含まれております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それで件数は何か所、公園合わせて何か所あるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

トイレの清掃を行っている公園数は56公園になっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

作業項目として参考までにちょっとお聞きをしたい。1か所、長与駅で相当高い委託料が出されてるような感じがしたものですから、参考にちょっとお聞きをしてるんですけども、公園清掃のサイクルといいますか、何日に一ぺんとか、そして紙のペーパーの補充とか、作業をどのように行われているのか、そこら辺をちょっとお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

質問にお答えします。先程名前が上がりました尻無川公園や八反田公園、中尾城公園といった公園については、毎日清掃の方を実施しております。それ以外の公園につきましては、概ね月5回程度行うようにしております。公園の清掃を行う度にトイレの作業員達がトイレトペーパーの残数など確認をいたしまして補充をするようにしております。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

141 ページ、需用費で消耗品費の花いっぱい運動の花の苗の配布ということで、これは以前、同僚議員が質問をされたところですけども、現在6月に行われる花いっぱい運動後、地区で草取りとかしていただいているんですけど、なかなか朝の早い涼しいうちという時間が無いというのは課長ともお話をさせていただいたところですが、今後気候的に厳しい状況になって、この作業していただくのが高齢者の方が多いということで多年草をとということで、以前提案を一般質問でなされておりましたけれども、そういう面でも考えていくべき時期にきたのかなと。もう始めて10年になろうかと思えますけど、その頃と気候が違うので、その辺りをちょっとどうお考えか、今お聞きしたいと思ってるんですけどいかがでしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

日名子課長。

**○土木管理課長（日名子達也君）**

お答えいたします。今現在、御質問の花いっぱい運動につきましては、御指摘の通り6月それと11月、12月になったり時期的にちょっと何日間かずれる時はありますが、6月と11月にするようにいたしております。御指摘の通りそれを草刈りをするとなると7月、8月ちょっと暑い時期に入ってくるものですから、どうしてもきついところがあるのかなというふうに考えておりますが、ちょっと時期的なものをどうするか、それについては今後検討をしていきたいというふうに考えておりますので、今の時点ではちょっとお答えは、何月にするとか、この2回をちょっと回数を減らすとかいうお答えはできませんが、時期的に考えていきたいというふうに考えております。多年草の件につきましては、昨年度この役場周りのプランターにつきまして多年草の花を植えましたが余り芳しくなくて、昨年度はしたんですが今年度は多年草はしてないというところがございます。ちょっと強い苗をとということで、今プランターの方、川端の方はちょっと強いポーチュラカというのを植えております。これはあまり手入れが要らないということで、そういうふうに花の苗の方をちょっと考えてやっておるところでございます。回答になったかどうかちょっとあれですけども、以上でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

多年草にした場合あまり効果がなかったということで、多年草にも花の咲く樹木系とかいろんな種類があると思うんですね。ツツジ等になったらまた手入れ等が要りますので、そちらの方でまた費用が発生してくるというところで、ちょっと多年草の種類等を研究していただいて、花いっぱい運動と言っても、やってくださる自治会はあるかも

しれないんですけど、マンパワーが足りないところというのがかなり自治会でも多ございますので、その辺りでも再度検討をし直していただければというふうに思います。

もう1点続けてよろしいでしょうか。143ページの委託料のところでは害虫駆除委託料ということで、これは環境の方で聞いた方が良かったのかなと思ったんですが、全体的に至るところで害虫駆除委託料というのが出てくるんですけども、土木管理課の場合は場所的にどちらの方なんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

お答えします。今回の害虫駆除委託料についてなんですが、なごみ公園の方にスズメバチの巣ができましたので、その駆除のための費用になっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

よその委託料が出てくるところは把握できてないかもしれないんですけど、どうも今回の決算書を見てたらこの害虫駆除というのがかなり多そうなんですけれども、やはり、そういうものの異常発生とかがあってるということなんでしょうか。お答えしていただけるようだったらお願いしたいと思いますけど。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。害虫駆除につきましては、現在、土木管理課の方では、先程申しました公園、それと道路にある街路樹、公営住宅等の植栽について、ハチ等が出た場合の駆除を委託料で出しておりますが、今現在、公営住宅はミツバチが1件あるということがございます。発生回数という御質問でございますが、毎年何件かは発生しておりますので駆除は余り変わらないぐらいあるのかなと。ただ新聞、テレビ等々の報道でも、ミツバチじゃなくて大きなハチにつきましては、だいぶん下の方に下ってきているということでお聞きをしておりますので、今後も十分子どもの危険等々に十分配慮しながら、見つけたらすぐ駆除という形で、今後もやっていきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に質疑ありませんか。歳出にもう入ってしまっておりますので。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

135ページで、急傾斜地の維持補修工事費のところですか。御説明の中で長与ニュータウンの法面も含めということで、ニュータウンの法面の検査とか随時補修をずっとも

う十数年間やられていると思いますが、毎年度工事したり状況等が、地元3自治会ありますが、そういったところに対して説明とか報告とか地域との連携というのはなされているかどうか、ここをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

28年度もニュータウンの方の法面維持工事の方はやらせていただいております。それで地元との説明等々につきましては今のところ行っておりません。家の近くの工事をする時には、工事をしますからということで御案内をさせていただいておるんですけども、28年度については家から離れた所をやつとるもんですから、自治会等々にお話をしていないというのが現状でございます。説明ということでございますが、今後調査の内容等々も含めまして、今後どこを、このくらいしていきますよというふうな説明を必要かなと考えておりますが、どういった説明がいいのか、その辺も自治会長ともお話をしながら検討していきたいと考えてるところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ニュータウンの法面は以前民間の持ち物だったのが、町が引取ってそれを随時点検し、補修する箇所があれば補修するというやり方をやっているの、逆にそのことによって住民の方にとっては安心安全が保たれてると思うんです。可能ならば今おっしゃったように自治会長辺りに、今現在こういう状況でこういう補修を計画してますというようなを入れておけば、恐らく自治会長達は地域の自治会の会合等で、または地元の住民から問合せがあった時に、役場がきちっと見て対応してるということが伝わって、それが安心安全につながっていくと思うので、その辺りは是非、検討するということですが3つ自治会があります。それで連合自治会というのもございますが幹事といいますか、その時その時持ち回りでありますので、3つの自治会にそれぞれ言えばいいのか、もしくは1つの幹事の担当のところと言えばいいのか、その辺りも含めて、是非そういった意思疎通をされたらどうかと思います。もう一度、すみませんお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

御指摘ありがとうございます。先程検討という言葉を使いましたが、当然お話をせんばいかんところでございますので今後はする方向で。どういったお話がいいのか、図面等々もお出しをしながら説明をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

137ページの3項1目13節委託料、排水ポンプ保守委託料ということで11万ほど上がっておりますが、ここは恐らく斉藤地区のずっともう以前から設置してるポンプだというふうに思いますけども、この稼働実績というのはさかのぼってで結構ですので、ありますか。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。委員御指摘の通りこの排水ポンプにつきましては、毛屋白津自主防災組織の方に委託をさせていただきまして、委託料の方を支払いをさせていただくというのが現状でございます。現在、あそこは消防9分団でございますが、9分団の方をお願いしながらポンプの作動についてはやっているということですが、今現在ポンプを作動したのということでございますが、テストはやっているということをお聞きしとりますが、実際水がちょっと上がった時にしているのかどうかにつきましては、私も把握はしておりませんが、年に1、2回やってるということはお聞きしては、ですが、いつごろやってるのか、それについてはまだ把握をしておりません。現在、排水ポンプとは別に毛屋白津地区につきましては側溝をちょっと設置いたしまして、ポンプなしでも水が余り上がらないようにというふうな方法を今現在とっておりますので、ポンプもお使いになり、側溝もお使いになりという形で、なるべく水が上がらない形でやっているのかなというふうに考えておりますが、実績については結果的には把握をしてないということが御回答でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

確かに点検は義務づけられておるということで、毎年多分点検をされてると思うんですよ、稼働の点検。実際に雨が降ってあそこら辺すぐ路面より高くなったりはするんですが、そういう状況になってもなかなかこのポンプを動かさないという、こういう現実のようでございます。そういうことで設置はしているんですが何年も動かしてない、恐らく設置してから雨が降って正式に動かしたというのは、私も聞いたことありませんので、この際、毎年この10万円程度ずっと管理費、維持していだけで動かさないのに掛かっていっているというような状況だと、私はちょっと感じたものですから。機械も恐らくかなり古くはなってきたと思いますので、もし取替えとかそういう判断をする時期にあるのであれば、撤去も含めて検討をしていただきたいと、そこはちょっと提案として、この質問を終わります。

○委員長（岩永政則委員）



答弁はいいんですね。  
他に質疑ありませんか。  
分部委員。

○委員（分部和弘委員）

143ページの公園関係なんですけども、今回いろんな公園の整備されておりますけども、そういった中で町民1人当たりの公園保有面積が28年度人口が微増の中どういった数値になってるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

お答えします。1人当たりの公園面積は8.2平米になっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

公園整備に係る経費も結構あろうかなというふうに思います。維持管理していただくでも予算結構大きいかなというふうに思うところもありますけども、そういった中で第9次計画で1人当たりの保有面積10平米を求めるのであれば、これからも、人口ビジョンで示されてますけども必ず人口が減ってくると、もうこの現象は確実だというふうに思います。そういった中で10平米を求めていくものなのか、今現状の8.2を基準に、そういった維持管理あるいは更新に力を入れていくものなのか、やはり10平米を求めていくものなのか、その考え方をちょっとお聞かせ下さい。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えします。今8.2平米でございますが、総合計画に載っています10平米、これについては今後も目指していきたいというふうに考えておりますが、今後まだ開発、区画整理等々も今現在予定をされてる所がございますので、そことの兼ね合い等も含めまして、今後も公園の面積が増えるだろうというふうに考えておるところでございますが、遊具の方がやはり今現在、前回もちょっとお話しましたがやはり耐用年数を超えている所が結構ございますので、公園管理としてはこちらの方を優先的に、遊具の改修の方を先に進めて、その後面積等々については、今後区画整理等々の開発等も含めて考えていきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この公園関係で全般的にお伺いしますが、補正予算の時に公園の遊具の閉鎖状況のこ

とと今後の対応のことをお聞きしましたけれども、これ28年度の決算なんですけれども、今後の29年度に向けてのいろんな考え方として1つはやっぱり優先順位ですね。若いまだ子ども達がたくさんいる地域の公園をどうするのかという問題と、それから高齢化して高齢者がいる所については答弁の中でも健康器具等に置換えというふうなことも考え、また地域の方々の意見も聞きたいということですが、町としてそういったことをいろいろ聞きながらやっぱり公園の整備計画みたいなものを作らんといかんのじゃないかなと思うんですよね。場当たりの対応よりも計画を立てて年次的に予算を要求していくというようなことになっていくのかなと思うんですが、その辺りはどういう形で今後進めていこうとされてるのか、お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えします。委員御指摘の通り、今後は自治会とも御意見をお伺いしながら、今後遊具については計画を立てていきたいというふうに考えております。先程申しました通り、遊具については今後改修及び入替の方も考えていきたい、また自治会によってはもう要らないよということについては撤去も含めまして考えていきたいと思っております。ただ年次的な計画については、今後財政部門と密に連携を取りながら計画を立てていきたいというふうに考えておりますが、今現在はまだ、例えば補助事業だったり、そちらの方の検討も含めまして、もし補助があるならばそちらの方を含めて考えていきたいというふうに考えるとござります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

137ページの橋梁維持費の部分でお伺いをしたいんですけれども、橋梁の長寿命化計画で年次的な計画を立てて進めていらっしゃるところなんですけど、以前この橋梁を工事する際に油圧ジャッキが業者の方で不足してて、計画に若干影響が出てるという話もありましたし、最近ではいろんな公共工事が、建設の事業者が災害復旧とか震災復興とかの方にかなり取られてるということで、全国的に業者不足というのが言われているんですよね。それで29年度以降、そうした計画通りに事業が実施できる状況なのか、そういった業者との確約といいますか、そういった点は問題無いのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

28年度に工事発注をいたしました榎の鼻橋梁につきまして、委員御指摘の通り28

年度から29年度への繰越を行っているところでございます。繰越原因につきましては御指摘の通り油圧ジャッキがちょっと間に合わないというところで繰越を行ったところでございますが、28年については全て28年度中に橋梁工事も終わらせておりますし、道路工事等々についても年度内に行っておるところでございます。業者につきましては、やはり入札で指名する業者は恐らく大丈夫だろうということで札を入れてまいりますので、そこについては業者に工期内に終わらせてねということで、例えば部品等々が無い場合はそれはもう仕方ないですが、それ以外についてはやはり工期内に終わらせてくれということで、発注者側としてはお願いをするだけでございますので、履行に従って工事を終えていただくということで考えているところでございます。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

他にありませんか。

中村委員。

**○委員（中村美穂委員）**

私も公園のところで143ページの公園の整備工事費に含まれていないことは分かっているところなんですけども、どこで質問していいかちょっと分からなかったの。中尾城公園のスライダーの件でお尋ねをしたいんですが、28年度に含まれておりませんのでちょっとここで聞いてよしいか分からないんですが、事故がありまして数年来閉鎖をされている、現況改良工事をするにしても撤去というのなかなかあれだと思う、どちらにしても金額がかなり高額であるために、今現状は使用禁止という状態がこの数年続いていると思うんですね。中尾城公園のスライダーは非常に人気もありましたし、怪我をされた方が何名もおられたから、なかなか難しいところではあると思うんですが、今後について、今こうしますということのははっきりお答えできないかもしれませんが、どのようにあのスライダーはなるのかちょっとお尋ねしてもよろしいでしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

日名子課長。

**○土木管理課長（日名子達也君）**

お答えいたします。中尾城公園のスパイラルスライダーにつきましては、使用中止を掛けてから約2年を過ぎておるところでございます。御指摘の通り、現在設計等々を行っているところでございますが構造上の問題が1つございまして、あの滑り台を支えている柱の重心の関係とか、そちらの方の兼ね合いもありますので、当初造っていただきました三菱とも十分ちょっと協議をしながら、今現在どういった方法がいいのか検討をしているところでございます。一般質問の中でも御指摘をさせていただきました滑り台の幅の問題、それと角度の問題、それと最後のぐっと曲がる直角の降り口の問題の3つがございまして、それらを全てクリアできるように現在設計を行っているところでございますが、なかなかそこが入口の所がちょっと狭うございまして、その分の設計も併せて、現在どういった方法がいいか、それで皆さんに楽しんでいただける滑り台と、それ

と万が一でも事故が無いような滑り台ということで現在設計等々を行っているところですが、委員御指摘の通り時期的なものはなかなかここで公言をすることはなかなかできないのでございますが、今進めているというところで御理解いただければというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

後で配られたこの歳入の収納状況の表の件でお尋ねをいたします。これを見たところ非常に収納の努力をされているということをよく理解できました。そこでまず、例えば、現年度分が18件、それから過年度分が80件、過年度分実人数というのが21人と出てますけれども、これが要するに80件となっているけども21人の入居者の方の滞納分というふうにとらえていいのか、それをまずお聞きします。

○委員長（岩永政則委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

21人は実人数を表しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

現年度分の18件というの、これも例えば1人の人が10月11月12月とか滞納しとるその滞納月分が18という意味だろうと思うんですが、実際の債務者の人数は何人なのかお尋ねします。

○委員長（岩永政則委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

18は人数であります。21という数字は年度が14年度以前から27年度までと複数年度ありますので、年度を考えると80件で、人ベースで考えると21人という考えですが、現年度に関しては年度が28年度1件だけですので、これは18人というふうにということを表しております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そこでお尋ねをしますけれども、以前訴訟を起こしましたよね。あれは裁判で勝って退去はしたはずなんですけど、収納、要するに家賃の収納という意味ではそれがどういふふうに進んでおるのか、まずこれをお尋ねします。

○委員長（岩永政則委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

裁判によって明け渡しをされた住居者の方なんですけれども、今は町外に出ておりました生活保護を受けている状況であります。西彼福祉事務所の方と同席しまして本人とコンタクトを取って、生活保護費の範囲内で本人の生活に支障が無い範囲で分納を進めております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そうすると分納をさせる方向で計画をしとるのか、現実に分納契約を取り交わしてやっておるのか、それはどうですか。

○委員長（岩永政則委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

西彼福祉事務所の担当の方立ち会いのもと、明け渡し請求をされた住居者の方と口頭で約束をしております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

基本的に口頭では分納契約じゃないと私は思うんです。できれば福祉事務所の方立ち会いの上で協力をしていただいて文書で交わすというふうにしてもらいたいと思います。なぜこの問題を言うかといえば、例えばこの債務者は元々親が住んでおって、その保証人にこの子どもはなっとった訳です。ところが親が亡くなって、その子どもがいわゆる入居者契約を結んだ。ところがその時に保証人も何もつけとらんわけです。だから、こういうことになっているんです。だから私が何を言いたいかと言えば、この21人の延滞者の中で連帯保証人の契約を結んでおるはずですから、こういう人達に対してあなたが保証しとるAさんが例えば1年延滞して困つとると、まず協力をしてくれんかと、払うように催促をしてくれんか、そういうところから始まって行って、もうどうしようもない時には保証人としてのあれを履行してもらおうというところまで持っていかなばいかんとけども、そういう部分がおろそかになっとったためにこういう問題が起こる。そこでこの21人の過年度分の延滞者に対して保証人に対する通知、それをやった案件があるのかそれをお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

お答えします。まず分納支払計画の基本的な考えなんですけれども、まず第一義的には本人が支払うものと考えておりますので、本人との間で分納計画を結び、支払いをしていただいております。21人の中なんですけれども、分納計画を結ぶ、もしくは結んでも支払いがなかなか滞っている方も確かにいらっしゃいまして、その中の1人は保証人のお宅に訪問しまして、保証人との話を進める予定であります。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

まず入居契約とは別に分納契約をするわけですよね、長期に滞納しておる人は。そうすると、これは入居者だけの問題じゃなくて入居契約における保証人、この人にも分納契約の時の保証人になってもらわんばいかん。そうせんとそれは何も知らなかった、前も言ったことがあるけども、例えば家賃が2万5,000円やったけども所得が上がって3万5,000円になったと、そうすると保証人というのは2万5,000円の保証をしとったけども3万5,000円になって延滞するのならばしいきらんよと、こういうことにもなってくるわけです。だから保証人が居るとだから、きちっとそこら辺の手続を誤らないようにして下さいということで、これはもう私は前からも言っとったんです。これはもう課長、やっぱりそういう意味で、その入居契約に基づく債権を担保する、確保するためにやっぱりやれることは手を打っていかんと、どんどんどんどん延滞が溜まっていく。連帯保証人に請求しても、何で今になってからそういうことを言うとかと、そういうことになってくると裁判とかなんとかも長期化するわけですから、そういうところをしっかりとやってもらいたいと思いますが、ちょっと決意のほどをお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

公営住宅の住宅使用料の滞納分につきましては、現在うちの係長が申しました通り、今現在口頭でお話をしながら分納を行っているところでございます。委員御指摘の通り分納計画書等々も文書では交わしていないというところでございますので、まず文書で交わす、それと家賃の方が変更になった場合は連帯保証人の方への通知等々も今後どういうふうな方向でいったらいいか書類的にですね、その辺は収納推進課とも話をしながら、今後対応していきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

土木管理課を終わることにいたします。結審は21日です。お疲れ様でした。

2時まで休憩いたします。

（休憩 13時43分～14時00分）

## ○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて会議を開きます。都市計画課長から説明を求めます。

松邨理事。

## ○建設産業部理事（松邨清茂君）

皆様こんにちは。それでは平成28年度一般会計決算について御説明申し上げます。事項別明細書に基づき御説明申し上げます。28、29ページをお開き願います。13款2項4目2節都市計画費補助金として活力創出基盤整備総合交付金で収入済額は2億3,722万7,458円で、これは歳出140、141ページの8款5項4目の街路事業費に関連する交付金でございます。収入未済額として2億1,631万2,645円は来年度への繰越金となります。また3節の市街地整備総合交付金ですが、備考欄の公園整備事業費交付金の1,320万円が都市計画所管分でございます。これは歳出142、143ページ、8款5項5目公園緑地管理費15節工事請負費で百合野児童公園の整備工事に関する交付金でございます。続いて34、35ページをお開き願います。14款3項6目3節都市計画費委託金1,000円については都市計画法第53条第1項に基づく許認可事務の権限移譲交付金でございます。続いて38、39ページをお開き願います。17款1項3目1節土地区画整理事業特別会計繰入金751万5,000円でございますが、平成27年度の実質収支の一部を繰入れたものでございます。続いて44、45ページをお開き願います。19款5項1目1節雑入ですが、備考欄の1段目、都市計画地図売払収入213件で8万1,500円、13段目ほどの電柱等設置使用料の4万2,570円のうち390円が都市計画課所管分でございます。続いて46、47ページをご覧ください。20款1項1目1節都市計画事業債収入済額4億1,620万円の内訳でございますが、備考欄の土地区画整理事業充当起債の2億2,360万円、これは歳出140、141ページの8款5項2目土地区画整理費の28節土地区画整理事業特別会計への繰出金に関連するものでございます。下段、街路事業充当起債の1億9,260万円でございますが、これは歳出140、141ページの8款5項4目街路事業13、15、17、22節に関連するものでございます。次の2節市街地整備総合交付金事業債収入済額1,050万円でございますが、これは歳出142、143ページの8款5項5目公園緑地管理費15節工事請負費で百合野児童公園の整備に関する分でございます。

続きまして歳出でございます。114、115ページをお開き願います。4款3項1目19節負担金、補助及び交付金、備考欄の下水道施設事業費負担金の支出済額253万5,719円のうち21万2,931円が都市計画課所管分で、これは高田南土地区画整理事業地内高田越橋付近で長崎市が施工した污水管布設工事約2メートル分の工事負担金でございます。続いて134、135ページ。8款2項1目道路橋梁総務費、9節旅費、11節需用費、13節委託料、14節使用料及び賃借料、19節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。続いて138、139ページをお開き願います。

8款5項1目都市計画総務費でございますが、1節報酬5万6,400円は都市計画審議会1回分の委員報酬でございます。2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、県へ出向している職員1名を含み6名分の手当でございます。7節賃金、9節旅費、11節需用費は経常的経費でございます。13節委託料124万2,000円の内訳としましては西高田線高田踏切交通処理検討業務を行っております。14節使用料及び賃借料、19節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。次に2目土地区画整理事業費でございます。140、141ページをお開き願います。17節公有財産購入費7,407万7,780円は、道ノ尾駅付近の土地を西彼中央土地開発公社にて先行取得しておりました土地2筆分を買い戻したものでございます。19節負担金、補助及び交付金9万4,000円は街づくり区画整理協会負担金としての経常的経費でございます。28節繰出金4億9,817万3,000円は長与町土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。なお29年度への繰越明許として1億9,737万2,000円となっております。続きまして4目街路事業費でございます。9節旅費、11節需用費は経常的経費でございます。13節委託料593万496円は都市計画道路西高田線物件調査業務を含め4件の調査業務でございます。なお平成29年度への繰越明許として200万円で504円が不用額となっております。14節使用料及び賃借料23万6,520円につきましては、フォーレツインキャッスル裏の西高田線の新設区間と、その横にあるアップルタウンの境に設置しております防護柵の賃料でございます。15節工事請負費は、予算額8億4,857万4,000円に対して支出済額は平成27年度繰越分を含め4億3,422万5,800円で、工事件数は37件でございます。なお平成29年度への繰越明許として4億1,434万7,000円で、1,200円が不用額となっております。17節公有財産購入費210万8,088円は県道東長崎長与線道路改良工事に伴う土地購入で相手方は1社で2筆でございます。18節備品購入費9,720円は課内の電話機1台故障により買換えを行っております。19節負担金、補助及び交付金の3,383万5,800円でございますが、これは都市計画道路地元負担金3,382万7,800円、これは県が街路事業として工事を行っている吉無田三根線道路改良工事及び高田線の整備費用としての負担金でございます。その下、都市計画街路事業促進協議会会費として8,000円でございます。22節補償、補填及び賠償金の631万6,092円でございますが都市計画道路西高田線に関する補償金として9件分でございます。平成29年度への繰越明許として1,355万9,000円で908円が不用額となっております。続きまして8款5項5目9節旅費、予算額6万1,000円のうち都市計画所管分は2万5,000円で、支出済額1万5,160円のうち8,450円で、不用額4万5,840円のうち1万6,550円が都市計画所管分でございます。これは百合野児童公園整備工事に関する分でございます。続きまして8款5項5目11節需用費、予算額1,730万1,000円のうち都市計画課所管分は3万円で、支出済額1,418万1,968円のうち1万8,739円で、不用額311万9,032円のう



ち1万1,261円が都市計画課所管分でございます。これも百合野児童公園整備工事に関する分でございます。次に142、143ページをお開き願います。8款5項5目15節工事請負費、予算額3,953万2,000円のうち都市計画課所管分は2,533万2,000円で、支出済額3,871万738円のうち2,533万1,400円で、不用額82万1,262円のうち600円が都市計画課所管分でございます。これも百合野児童公園整備工事に関する分でございます。歳出は以上でございます。

続きまして主要な施策の成果に関する報告書でございますが、都市計画所管としては、48ページ高田南土地区画整理事業、49ページ街路事業地元負担金、50ページ街路事業都市計画道路西高田線街路事業、51ページ公園整備事業百合野児童公園整備事業を掲載しております。以上で都市計画課所管分の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を受けたいと思います。歳入につきまして質疑を受けます。質疑はありませんか。無いですか。

質疑無いようですから、歳出に入ります。歳出についての質疑はありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

歳出のどこというのがちょっと説明が出来ないんですけども、まず西高田線のことでお聞きしたいんですけど、この中央橋の下りてきた所の角地、今イオンタウンの看板がありますけど、あそこは県道として形が変わったんじゃないかと思うんですけど、葵巧芸社からその隣まで県道が伸びるというか、広がっての最初計画だったかと思うんです。まずそこをお願いします。変更になったんでしょうか。それとも私の勘違いですかね。

**○委員長（岩永政則委員）**

都市計画道路の街路事業の関連という捉え方で質疑をしたということで、答弁をお願いをしたいと思います。

前田課長補佐。

**○課長補佐（前田将範君）**

県道東長崎長与線の西高田線の交差点の部分なんですけども、28年度工事でその当時の計画ではまだ暫定での完成になっておりました。今年度、今の交通量等を調査をした結果を基に長崎県の道路維持課の方と協議をした中で、今の葵巧芸社まで拡幅をして工事を進めると、葵巧芸社の土地だったり、その1件隣の方の土地だったり、用地補償が出てきてかなり金額もかさむというところもありましたもんで、交通量の解析を行ったところ、今の暫定形でも幅員が少し狭いんですけども、それでも十分交通の便は通っていることもありましたが、振興局の道路維持課と話ししたところ今の暫定形の中で葵巧芸社のとこまで整備を進めても構わないという連絡をいただきまして、当初の葵巧芸社までを整備する計画ではなくて、そちらの補償とかが掛からないような今の県道

敷と、あと水路が入ってるんですけども水路敷を利用して整備をするという方針に変わりました、今設計をしてる段階になっております。今年度うまくいけば工事を行っていきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

決算にあまり関係なかったので申し訳なかったんですけど、関係無いついでにもう1個いいですか。この西高田線なんですけど、完成形ではないということで今後も続いていくわけで、その中で東屋的なものが無いということで、どこで要望を出せばいいか。なんて言えばいいのかな、小学生とかがずっと登下校に使ってますけれども、炎天下の中でどこも日陰が無いんです。その辺りを北陽台の自治会からも要望があったりするんですけど、その辺りをちょっと教えていただければ。

○委員長（岩永政則委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

この都市計画道路西高田線、街路事業ですので、車道をつくり、歩道をつくり、側溝を整備する、ここまでが都市計画道路の道路整備でございます。多分言われてるのは、バス停なんか屋根があったりとか、そういったところかなと思うんですが、そこはうちの所管ではございません。どこですか、うちの方もそういったところで、して下さいとか要望は一切聞いたことはございません。答えられる範囲はちょっとこれぐらいでお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

139ページの先程都市計画審議会委員報酬に1回云々という話でしたけども、ちょっと内容をよろしければお聞きしたいんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

都市計画審議会の開き方としましては要は都市計画に関する事、例えば将来こうしましようとか、西高田線は都市計画道路でございますので、これの進捗状況とか高田南の進捗状況とか、そういったところを都市計画審議員に現在は報告みたいな形をします。ただし1番の目的というのが、長与町の都市計画をこうしようとする時は都市計画審議委員の意見を聞き、というのがあるんです。これは今までも地区計画、用途地域の変更。地区計画を立てたりとか、そういった都市計画の手続によるものの申請が上

がった時には、都市計画審議会を開いてこういった案件が上がってます、どうしましょうかとか、そういった形で開く組織でございます。本当はそういった案件が上がってきた時に行えばいいんですけども、ずっと都市計画で仕事をしている現在の都市計画道路とか高田南とか、そういった進捗状況も踏まえたところで年に1度開催をしております。例えば申請が何件か2件3件上がってきたら、その都度開くという形でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

都市計画の所管かどうかちょっと分かりませんが、西高田線の関連であそこの用地を買われて看板が立っておるんですが、あそこの看板の、当然いくらか占用料とかいただいているんだと思うんです。所管はどこになつとるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

そちらの取扱いにつきましては、契約管財課の方と話した中で、まだ道路として買収した所になりますので、今のところ所管は道路部門、都市計画の方で持ってもらいたいというところがありまして、今のところは都市計画の方で歳入枠を設けて賃借料の受取りをしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

ちょっと補足させていただきます。大型商業施設イオンが出来上がりました。その時にここの道路が、多分町外から来る方がどこから行くか分からないということがありまして、イオンの方が時限的に立てさせてくれんやろかということで話があって、そこで車が止まってどこだろうと見るのを避けるために看板を設置した方が交通の流れとしてスムーズになるだろうということで、あそこは今、お貸ししてるところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

街路事業の分でちょっとお伺いしたいんですが、街路事業の地元負担金ということで、これは高田線、三根線、それぞれありますが、この地元負担金というのは積算根拠といえますか、例えば係る経費、費用の何分の何とか、そういったものがあるのかどうか、ちょっとここをまずお聞かせ下さい。

○委員長（岩永政則委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

県の地元負担金につきましては、交付金事業につきましては事業費の10%、地方特定事業につきましては20%の負担になっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

地元負担金の全般的なことではちょっとお伺いをしたいんですが、例えば町と県で話し合った協議の上で計画を立てて、お互いの負担割合を決めて工事をされるというふうに理解はするんですが、例えば吉無田三根線辺りで、例えば三根大橋までだよということをやっている中で、途中から計画を変更して延長とかされたと思うんですよ。おそらく県辺りが、地元要望等も当然あったとは思いますが、そういうふうに県主導で延長を要望した場合も、それに対して町がこれだけ出してというような形になるものなのか、ちょっとそこいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

おっしゃる通り、まず県の方から当初の要望、地元負担の同意ということで、まずは同意の協議がきまして、その後また変更というのが多々あります。その時はまた当初と同様に同意協議というか、そういった確約、書類を取り交わし、うちが同意をした上で負担金をお支払いするという形をとっております。ですので県が先に工事をしてというより、先にまず同意協議が入って、それから同意を文書で交わすという形になっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主体的には県がする事業であります、町も一定金額負担をするわけですね。そうなった時に、町としての言い分といいますか、ここはこういうふうにして欲しいとか、そういった地元要望、町としての考え方なんかは一定反映するようなこともされているのか。特徴的なことがもしあれば、例えばこういったことはやってるというようなのがあれば、お知らせをいただきたいと思えます。

○委員長（岩永政則委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

県事業であっても、地元だったり、個人の方から町の都市計画の方に苦情だったり、

要望というのは来たりはします。それにつきましては、個別に県の方にその都度要望を挙げて、こういった声がありますということで御紹介をしながらしておりますけども、その工事に関して、こうした方がいいんじゃないかとかというところは、反映はしていない状況であります。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

いいですか。他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

都市計画は以上で終わります。結審は21日になります。

40分まで休憩いたします。

（休憩 14時29分～14時38分）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

こども政策課の審査に入っていきたいと思いますが、説明を求めます。

村田課長。

**○こども政策課長（村田ゆかり君）**

それでは、こども政策課所管について説明したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。こども政策課所管歳入総額18億7,008万295円、歳出総額が27億9,004万853円です。前年度と比較をしますと、歳入が1億4,000万の増額、歳出が2億2,300万円の増となっております。それでは事項別明細書に基づき、昨年度と異なる点について御説明をしていきたいと思ひます。20、21ページをお開き下さい。11款1項1目1節児童福祉費負担金と2節滞納繰越金がこども政策課所管になります。1節の児童福祉費負担金、保育料ですが収入率が99.6%と前年度より0.4%アップしています。28年度より公立保育所の保育料が使用料へ移っておりますが、負担金と使用料を合算しても現年度滞納額は昨年度の約半分となっております。2節の保育料滞納繰越分の収入は537万7,441円で収納率が36.0%、昨年と比較して6.3%の増、収納未済額は前年度より445万円減りました。同じく11款1項2目1節保健衛生費負担金はこども政策課所管です。養育医療費とは未熟児で生まれた赤ちゃんの入院養育が必要と医師が認めた場合に医療費助成をするもので、所得に応じた自己負担分になります。次に12款1項2目2節児童福祉使用料もこども政策課ですが高田保育所の部分は後程説明をしたいと思ひます。次に24、25ページをお開き下さい。13款1項1目2節保育所運営費負担金と3節児童手当負担金がこども政策課所管になります。保育所運営費負担金は、保育認定の2号と3号は保育所運営費から国で定める自己負担分を除いた2分の1が国庫負担金、1号認定は保育所運営費の72.5%から国で定める自己負担分を除いた2分の1が国庫負担となっております。過年度精算分は前年度の保育所運営費国庫負担金交付額確定に伴う追加交付でございます。児童手当負担金は3歳未満児被用者のみが45分の37、それ以外は3分の2が国庫負担となって

おります。次に2目衛生費国庫負担金です。次のページをお開き下さい。1節保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の国庫負担金で掛かった医療費から自己負担分を除いた2分の1が国庫負担となっております。次に2目2節児童福祉費補助金がこども政策課所管です。1行目の保育所等整備交付金は、めぐみ保育園の27繰越と28の事業分です。収入未済額はわかばとひかり保育園の工事が繰越事業となっております。2行目の子ども子育て支援交付金は、13の事業からなる地域子育て支援事業に対する補助金です。国費の負担割合は3分の1となっております。次の児童虐待防止対策支援事業補助金は28年度より臨床心理士を1人新たに雇用した分に対する補助金で2分の1の補助となっております。子どものための教育保育事業費補助金は保育システム改修に対する国庫補助金で2分の1補助となっております。保育対策総合支援事業費補助金は保育士確保の一環として保育システム導入に対する補助金で、国庫負担割合は4分の3補助となっております。町内8園がシステムを導入されました。次に28、29ページをお開き下さい。5目教育費国庫補助金です。3節幼稚園費補助金はこども政策課所管です。保育所同様幼稚園の保育料についても、1人親、多子世帯に対する補助額が増額となりました。国庫負担率は3分の1以内となっておりますが、前年度より補助率が1.6%増の30.8%となっております。次に3項2目2節児童福祉費委託金はこども政策課所管です。手当の対象者は93人となっております。次に14款1項1目2節保育所運営費負担金がこども政策課所管です。保育所運営費負担金は4分の1が県負担金となっております。次のページをお開き下さい。2行目の施設型給付費等事業補助金は、1号認定子どもの分につきましては、運営補助金の27.5%を県と町で2分の1ずつ負担することとなっております。3節の児童手当負担金もこども政策課所管で、3歳未満の被用者のみ45分の4が県負担、その他の対象者は6分の1が県負担金となっております。次に2目1節保健衛生費負担金の母子保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の県費負担金で補助率は4分の1となっております。次に2項2目1節社会福祉費補助金の下から3つ目の在宅福祉事業費補助金は小児慢性特定疾患児を対象とした日常生活用具の給付ですが、実績はゼロであったため、この金額を29年度に全額返還することとなっております。下から2つ目の福祉医療費補助金は県費2分の1補助で、対前年度比8.4%の増額、1番下の軽度・中等度難聴児補聴器購入助成は28年度は2件の実績で県費負担は2分の1となっております。次に2節児童福祉費補助金は全てこども政策課所管です。1行目の母子家庭等児童助成事業は学童の1人親に対する保育料の補助で県費2分の1補助となっております。2行目のほのぼの育成事業費補助金は、認可外保育園の保育材料費や薬品、衛生材料費等に対する補助金で県費2分の1補助となっております。3行目の保育対策総合支援事業費補助金は認可外保育園の職員健診に対する補助金で県費3分の2補助となっております。認可保育園の受け皿確保により、認可外保育園の児童数が減少傾向にあり補助額も減少している状況にあります。4行目の子ども子育て支援交付金は、国費でも触れましたが一時預か

り事業などを対象とした13の事業に対する補助金で県費3分の1負担となっています。1番下の夏休み放課後児童クラブ推進事業費補助金は、夏休みに通常の保育場所以外の場所で保育をする場合に運営補助金とは別に補助金を支出しております、県費2分の1負担です。32、33ページをお開き下さい。6目1節住宅費補助金のうち3世代同居・近居促進事業補助金がこども政策課所管です。28年度からの新規事業で、同居するための改修工事や近居するための中古住宅の取得などに対する補助金で実績は3件ございました。40、41ページをお開き下さい。17款2項4目1節地域福祉ボランティア基金繰入金がこども政策課所管です。めぐみ保育園、わかば保育園、ひかり保育園の改修工事に対する補助金の町の負担分につきましては基金を活用しております。町の負担割合は通常4分の1ですが、本町は待機児童解消加速化プランを策定しているため補助基準額の12分の1負担となっています。42、43ページをお開き下さい。19款5項1目1節雑入です。上から7行目の火災保険料のうち1万4,367円がこども政策課所管です。長与児童館と併設の皆前自主防災センター分として火災保険料を自治会から受入れをしております。次のページをお願いします。上から5行目の高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金のうち2万2,386円がこども政策課所管です。2段下の養育医療費返還金も全額こども政策課所管です。養育医療費の自己負担分に対して福祉医療費で補填される分を直接受け入れをしております。6行下の電柱等設置使用料のうち390円はめぐみ保育園敷地内の電柱2本分になります。8行下の福祉医療費返還金が全額こども政策課所管です。付加給付金など健康保険から給付を受けることができるものについて返還をさせていただいております。7行下の臨地実習受入謝金のうち6万8,000円がこども政策課所管です。28年度は6人の受入を行っております。4行下の保健事業参加者負担金のうち10万3,702円がこども政策課所管です。マタニティークッキングなどの参加者負担金となります。下から4行目ニュータウン防災センター電気使用料は全額こども政策課所管です。上長与児童館と併設のニュータウン防災センターの電気料金を自治会から納入していただいております。歳入は以上です。

次に歳出です。82、83ページをお開き下さい。こども政策課の職員体制につきましては児童福祉係が6名と母子保健係5名で、課長以下12名体制でスタートしまして、11月に課長補佐が1名増員となりました。社会福祉総務費からは課長を含めた8人分がこども政策課所管となります。時間外勤務手当につきましては1,215万4,021円のうち796万1,200円がこども政策課所管となります。前年度より比較して約27万8,000円の増ですがほぼ前年度並となっております。3款1項1目社会福祉総務費のうち1節報酬の児童虐待防止専門員報酬と4節共済費の社会保険料のうち37万8,584円がこども政策課所管です。28年度より虐待防止専門員として臨床心理士を1人新たに雇用しており、要保護児童地域対策協議会の事務局として虐待相談をはじめ虐待通報に対する安全確認の他、ケース会議やケース記録、発達検査など多岐にわたり御活躍をいただいております。7節賃金は、こども政策課の分で1人親並びに小学

生まで拡大した福祉医療費支給事務を受け持ってもらっています。9節旅費の普通旅費のうち3,550円、研修旅費のうち1万1,680円、費用弁償のうち3,750円がこども政策課所管です。11節需用費の印刷製本費のうち28万7,820円がこども政策課所管です。福祉医療費受給者証印刷代並びに窓つき封筒の印刷代となっています。12節の役務費の審査支払手数料は乳幼児福祉医療費の現物給付に対する審査手数料です。13節委託料の福祉医療費システム保守委託料がこども政策課所管です。19節負担金、補助及び交付金です。84、85ページをお開き下さい。下から3行目の長与町福祉団体育成補助金のうち20万がこども政策課所管です。母子寡婦福祉団体に対する活動補助金となっています。20節扶助費の乳児医療費から6行目の父子家庭の医療費までと1番下のこども医療費がこども政策課所管です。県費補助対象である乳児から父子家庭の子までのトータルを見ますと、前年度より8.7%増519万円の増額となっております。28年度よりスタートしましたこども医療費は、当初見込よりも570万ほど少なかったんですが、下半期だけで994万と予算の約半分となっております。次に2目障害者福祉費のうち、1節報酬のひばり学級療育指導員報酬、8節報償費のひばり学級療育指導医師等謝礼、9節の旅費の普通旅費のうち4,800円、研修旅費の1万2,200円、費用弁償のうち1万1,620円、11節需用費の消耗品費のうち20万3,453円、食糧費のうち4万2,194円、修繕料の2万3,976円、12節の役務費で次のページ1番下の育成医療費支払事務手数料、13節委託料の下から3番目と4番目、14節使用料及び賃借料のうち自動車借上料、18節備品購入費、20節扶助費の下から2行目の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金と、1番下の育成医療費、それから23節償還金、利子及び割引料の1行目と2行目、以上がこども政策課所管になります。3款1項2目につきましては、発達障害児に関する支援を行っておりますひばり学級の運営費が主なもので、昨年度と異なる部分は報酬の時間単価が上がったことと、28年度は障害児福祉に役立てて欲しいということで寄附をいただきましたので、ひばり学級で使用する療育用の遊具を購入いたしました。他は例年並となっております。次に90、91ページをお開き下さい。2項1目児童福祉総務費から99ページの4目児童館費までがこども政策課所管になります。児童福祉総務費で昨年と異なる点は92、93ページの7節の賃金になります。平成28年7月より子ども子育て支援事業の案内ですとか、各種申請書の書き方及び書類の受付を担っていただくために雇入れを行いました。13節委託料の3行目、保育システム改修業務委託料は、幼児教育の無償化に伴い一人親世帯と多子世帯の保育料軽減に伴うシステム改修を行っております。1つ下のコミュニティウェブサイト保守委託料は子育てガイドブックのウェブ版を開設したことによる保守委託料です。19節負担金、補助及び交付金の病児・病後児保育事業負担金は27年度は利用回数が減少しましたが28年度は例年並みの利用回数に戻っております。放課後児童クラブに対する補助金は、運営費補助金とその下の障害児受入促進事業補助金のト



一タルで比較をしますと、クラブ数は前年度と同じ9クラブですが、運営補助基準額が増額となったために約836万8,000円の増額となっております。下から2つ目の保育所等整備交付金はめぐみ保育園に対する建設改修費補助金です。1番下の3世代同居・近居促進事業補助金は28年度からの新規事業で3件補助をしております。次に94、95ページをお開き下さい。2目の児童福祉運営費です。昨年と異なる点は1行目の民間保育所運営費補助金ですが、町の単独補助金として1人当たり1,500円と賠償責任保険料を補助しておりましたが、新制度となりまして施設型給付費として国の補助金が充実されたことに伴い賠償責任保険料のみと変更させていただいております。2行目の障害児保育事業補助金も町の単独補助になるんですが、障害児受入に対する補助を行っており、28年度は昨年度より対象児童並びに対象月数が増加したため昨年の約1.8倍となっております。各保育園に対する運営補助金は入所児童数の増減に伴い補助金額も増減をしております。新制度前からあった保育園は入所児童数が減少し、新しいひかり保育園、上長与こども園、おおとり保育園と広域入所の入所児童数が増加をしております。認可外保育所につきましては、認可保育所の入所要件の緩和により認可保育所の入所希望者が増え、認可外保育園の入所児童数が減少しており補助額も減少しております。1番下の保育所等における業務効率化推進事業費補助金は、保育士の確保事業の一環として28年度に限って希望する保育園に対し保育システム導入に対する補助を行っております。次に98、99ページをお開き下さい。4目の児童館費です。昨年と異なる内容は、11節の修繕料が、高田児童館の玄関と1階廊下天井のクロスの張替えや南児童館のベランダ防護柵の修繕、各児童館の照明器具の修理やトイレ修理、ガラスの入換えなど、安全面や緊急性の高い箇所について修繕を行っております。15節工事請負費では、高田児童館の空調機器の設置工事をはじめ、上長与のトイレタイルの張替え工事、北児童館のトイレ等の配管工事等を行いました。次に104、105ページをお開き下さい。4款1項1目保健衛生費総務費です。1節報酬の助産師報酬と4節共済費の社会保険料のうち67万843円と、7節賃金の育児休業等代替職員賃金のうち436万4,245円と、9節普通旅費のうち3,650円と費用弁償のうち2万5,290円がこども政策課になります。昨年は保健師4名のうち3名が産休育休に交代で入っているような状況でした。そのため育児休業代替職員賃金が昨年度より322万6,900円増額となっております。次に106、107ページをお開き下さい。2目の感染症予防費です。7節パート賃金のうち4万4,820円、9節旅費と11節の需用費、13節予防接種委託料のうち1億512万654円、それと20節の扶助費がこども政策課所管となります。予防接種委託料は昨年10月よりB型肝炎が対象となり、昨年度と比較して483万ほど増額となっております。次に3目母子衛生費です。全てこども政策課所管です。28年度は事業内容の見直しを行い、相談事業の統合あるいは類似事業を廃止し、言葉の相談や総合相談窓口の開設など新規事業への移行を行いました。よって8節の報償費の医師等謝礼が事業の統合により減額となっております。13節の健康診査

委託料は昨年と比較して受診回数合計が減っており、66万7,000円の減額となっています。18節の備品購入費ではデジタルのベビー体重計とラミネーターを購入しています。他は例年並みとなっています。162、163ページをお開き下さい。10款4項1目幼稚園教育振興費が28年度からこども政策課所管となっています。8節報償費の幼稚園卒園記念品はこども政策課所管となり、保育園の卒園記念品と同じものを28年度からは送っております。19節負担金、補助及び交付金の1行目就園奨励費補助金は、幼児教育の段階的無償化に伴い、一人親世帯並びに多子世帯に対する補助が手厚くなり、また対象世帯も増えたことから332万3,700円の増額となっています。3行目の預かり保育促進事業補助金は預かり保育を利用される方が増えたため21万4,400円の増額となっています。

最後に主要な施策の成果に関する報告書につきまして29ページから34ページがこども政策課所管となります。29、30ページには28年度からスタートをいたしました子ども医療費の支給実績と児童虐待防止対策支援事業の活動実績につきまして、31ページには保育所等整備交付金の実績内容を、32ページに保育所並びに認定こども園の入所状況と運営費補助金について、33ページには母子保健推進協議会の活動実績を、34ページに母子事業の検診委託実績について、それぞれ事業概要、決算額、財源内訳、対象者などを記載をしております。以上が歳入歳出決算に係るこども政策課所管です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりました。それでは質疑に入りたいと思いますが、結構多いんですけども、歳入を一括でまとめて質疑を受けたいというふうに思います。

質疑はありませんか。

無いようですので歳出に入っていきたいと思います。82ページからです。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

児童虐待防止専門委員報酬ということで、主要な施策の成果に関する報告書の中でも詳しく内容は書かれてるんですけども、この虐待件数が27年28年、21件ということでありますけれども、この虐待の内容でちょっと重度なものがあるものか、あるいは重度とは言わないけどもネグレクトといいますか育児放棄とか、そういった一定の詳細なことがもし分かればお知らせいただければと思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

村田課長。

**○こども政策課長（村田ゆかり君）**

この21件の内訳なんですけれども、身体的虐待が12件、心理的虐待が8件、ネグレクトが1件、性的虐待がゼロということで計上をさせていただいております。重篤なものっていうのは、即命に係わるようなことっていうのは無いんですけども、やはり家族

の御病気だったりとか、お母さんの精神的なものだったりとか、どうしても長期にわたるものがあるんですけども、どうしてもなかなか改善が見込めないものとか、そういったものについては、児童相談所の方に送致をしてケースの移管を行ったりとか、そういった対応をしているような状況になっております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そしたら、あんまりちょっと詳しくはなかなか聞きにくいんですけども、例えば近隣の長崎市、時津、長与辺りで比較して、もちろん長崎市の方が人口が多いので当然件数も多いかと思うんですが、例えば率として、長与町というのはやはり近隣とほぼ同じような率でこういった虐待等があるのかどうかとか、例えば近隣との協議とかいうこともあっているのか、分かればお知らせいただけないでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

近隣と比較といいますか、長崎県の28年度の虐待件数が665件、毎年のように虐待件数というのがずっと伸びてきているような状況になってます。長与町も数年前までは10件いかないぐらいの、4件とか5件とかそういったところで推移をしてきてたんですけども、27年から21件に増えまして、例えば、近隣の民生委員とか自治会の方からとか、いつもこの時間になれば泣いているとか、そういったもう本当に小さな相談から、比較的食事がどうなのかとか保育園に無断で休んで来てないよとか、そういった通報が入ったりですとか、ケースは本当にさまざまな形になってきてます。そして、この個別ケース検討会議というのを見ていただきたいんですけども、27年度が6回、28年度は11回、個別ケース検討会議を開催しております。やはりこのケースにたくさん係わってる支援者の方に、ここの家庭が非常に困ってる家庭っていうか、こういったところに支援が必要だということを皆さんで一定情報を共有をしたりですとか、それぞれの支援機関が持っている情報をいただくために開催をする会議になるんですけども、やはり一定全国的なものも増えているのと同じように、本町においても増えているなという印象があります。ちょっと割合的に県内の665件のうちの21件としかとらえてないんですけども、全体的にやはり増えているような印象を持っています。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

1つはこの最近虐待というのが非常にクローズアップされて、住民の中でもそういったものに対する認識が1つは広がって、こういったものが発見といいますか、発覚するケースもあろうかと思うんですけども、今御説明で自治会とか民生委員等々からの連

絡というふうにありましたけれども、例えばそれ以外で、もちろん保育士とか学校等もあるでしょうけれども、主にどういった経緯で、恐らく家族での虐待というのはなかなか表に出にくいんで、そういったそれ以外のところでの発見というか発覚があるかと思うんですが、ちなみにどういったようなことでそういった事態が分かっているのか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子どもに係わる支援機関と私達は呼んでるんですけども、幼稚園、保育園と小学校、中学校、地域にいらっしゃる民生委員、自治会長、あと全く全然知らない人からも泣き声通報とかも入ってまいります。逆に児童相談所に通報があった分が町の方に移管といえますか、調査として入ってくる場合もございます。あと、お母さん本人からもどうしても手をあげてしまうんだといったような相談もございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

詳しく御説明いただきまして。それからもう1点、学校なんかで子ども自身にカードを渡して、何か困ってることがあったらというようなこともやられてると思いますが、児童生徒自身からそういった連絡というのは今のところないものかどうかですね。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

直接、町のこども政策課の方に小中学生方というのはなかったかと思います。子どもを通じて学校側からだったりですとか、子どもが警察であったり児童相談所の方に自分から出向いたり電話をしたりして、そこから町の方に入ってくるっていうケースの方が多いです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

99ページの児童館費の需用費の電気使用料について、先程歳入で、ニュータウンについては一部電気使用料として歳入を受けてるということで説明があったんですが、その皆前防災センターも併設されたと思うんですが、その部分の取扱いはちょっとどういう取扱いになってるのか。

○委員長（岩永政則委員）

北野補佐。

○課長補佐（北野靖之君）

長与児童館に併設してます防災センターについては、別メーターになっておりますので請求はありません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

107ページの新生児聴覚検査扶助費ということで1,500円というふうに出ておりますが、聴覚新生児に対する聴覚検査への補助かと思うんですけど何人分でしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

扶助費のところの新生児聴覚検査扶助費は1件1,500円になっておりまして、この分は1件分になります。里帰り出産して他県で受けられた方の分の払戻しになります。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今、障害児に対する支援というのは手厚くなっていて、その中で聴覚障害もその中に含まれるんですけど、この新生児聴覚障害検査というのは交付税措置はされているはず、そういうふうになっているんじゃないかなったんですか。違いますか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この新生児の聴覚検査につきましては町の単独補助金になっております。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。それでは歳入歳出含めて全体的に質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

歳出のところ107ページの母子保健推進員について、母子保健推進員報償費17万5,800円ということでございますが、今現在28年度、何名活動していただいて、主に妊娠が分かった時からということでサポートされてるということは分かっておりますが、主なお仕事の内容を再度お知らせいただけますでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在母子保健推進員が33名いらっしゃいます。そして妊娠届に来られた後、妊娠

期に1回、生まれた後、そして1歳のお誕生日頃、2歳半頃、計1人の子どもにつき4回訪問をしていただいているような状況です。28年度の訪問回数が3,968件となっております。この他にも子育てサロンというのを地域でしていただいている分が5か所ございまして、月に1回ですとか月に2回とか、サロンの方で子どもを対象にした子育て支援センターの小さい版、地域版というような活動もしていただいている状況です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。長与町がすごく子育てについてサポートをしている、妊娠について特に第1子の場合は、そうやって妊娠期から生まれた後も、私の方にも来ていただいたことありますけれども、そういったことで子育てをされた経験のある方が母子保健推進員になられていると思うんですけど、こういう長与町の特色で非常にいいことだと思うんですが、健診とかそういった時に保健師とか、昔のことであれだったんですけど、お母さん同士の交流とか、そういったことも促進をされているかと思うんですけど、そういう健診の時とかには、例えばお手伝いとか母子保健推進員とかが、そういうふうに係わるというのは今現在は無いんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

各種母子保健事業の方にも母子保健推進員に入っていて、そこからの交流というのもしていただいております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

こども政策課は以上で終わりたいと思います。お疲れ様でした。

保育所を引き続き行います。それでは保育所につきまして説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは高田保育所分について説明をいたします。事項別明細書の20、21ページをお開き下さい。11款1項1目1節児童福祉費負担金の2行目スポーツ振興センター共済保護者負担金が高田保育所所管となります。次に12款1項2目2節の児童福祉使用料が4項目とも高田保育所所管となります。公立保育所の保育料は28年度から科目が使用料となっております。収納率99.2%で収納未済額が15万5,200円、3世帯分が滞納となっております。2段目の施設型給付費広域入所分は町外の子どもを高田保育所へ受入れた分の保育料で1人分となっております。3段目の延長保育料は短時間保育入所児童が延長した場合の延長料金で延べ8人の方の御利用がありました。4段目

の一時預かり料は未就園児を一時的にお預かりするもので、延べ利用者数250名となっており昨年の2倍以上の御利用となっております。

次に歳出ですが94、95ページをお開き下さい。3目高田保育所費です。高田保育所並びに子育て支援センターおひさま広場における運営費になります。保育所に求められる業務内容は年々増加をしております、入所児童の保育の他に一時預かり保育や延長保育、障害児保育、子育て支援センターなど多岐にわたっております。特に一時預かりや子育て支援センターにつきましては、共働き世帯でない御家庭の未就園児の子育て支援を担っており、利用者も年々増え子育て世帯全てが対象となってきております。そこで子育て支援の充実を図るために28年度は、保育士の新規採用が2名また事務職として再任用雇用職員が1名、計3名の職員を増員していただいております。それでは前年度と比較して異なる部分のみを御説明いたします。1節の保育専門員報酬につきましては職員が2名増員となりましたので、専門員につきましては2名減として335万の減額となっております。7節賃金は職員の配置により約130万円の減額となっております。専門員が2名、賃金も減ですが、先程申し上げました通り職員が3名増となり、職員、専門員、パートなど人件費相当分につきまして前年度より約900万ほど増額となっております。96、97ページをお開き下さい。13節委託料につきまして、昨年度は爆弾騒動等がありまして、爆破予告に合わせて5日間警備員を配置をしたために施設警備保守委託料が約7万増加をしております。給食調理委託料につきましては管理公社に委託をしております人件費になるんですが、1名退職により再任用となった分と勤務実績により減額となっております。18節の備品購入費につきましては洗濯機と衣類乾燥機を買換えております。また昨年はおひさまひろばが開設10周年を迎えましたことから10周年の記念講演会やワークショップなどを開催をいたしました。他の歳出科目につきましては例年並みとなっております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは歳入歳出合わせて質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。21ページからです。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

簡単に入所者数というのは何人。他の保育園について主要な施策で書かれているんですが、実際高田保育所について何人いらっしゃるのか。

○委員長（岩永政則委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

平成28年度3月末は93名となっております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

事業とは直接関係無いかもしれませんが、先程爆弾予告とかおっしゃって、申し訳ないですけど全然知らなかったんですが、いつそういうのがあって、どういう対応をされたのか、ちょっとよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

6、7、8月にかけて、高田保育所ですとか学校とか子育て支援施設に対して爆弾を仕掛けたっていうメールが県庁の方に届きまして、県庁の方から県下一斉に連絡が来まして、不審物が無いとか見回りですとか通常の日中も各保育園対応をされておりました、高田保育所の方も5日間、念のために警備員の方を入れさせていただきました。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

保育所につきましてはこれで終了といたします。お疲れ様でした。

40分まで休憩いたします。

（休憩 15時31分～15時38分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

住民環境課の審査に入っていきたいと思いますが、提案理由の説明を求めます。

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

皆さんこんにちは。早速ですが住民環境課所管につきまして、平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算書及び事項別明細書により御説明いたします。

まず歳入でございます。事項別明細書の20、21ページをお開き願います。11款1項2目2節清掃費負担金でございます。長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金で3名分の負担金でございます。次に24、25ページをお開き願います。上段の12款2項1目総務手数料、1節の戸籍手数料から4節諸証明等手数料までが住民環境課所管分の証明書関係の収入でございます。次に2項2目1節清掃手数料でございます。ごみ収集手数料につきましては、自治会、店舗、公民館、役場窓口で販売を行っておりますごみ袋の販売代金の収入でございます。販売枚数が合計で288万9,900枚でございます。し尿収集手数料につきましては、調定件数が554件、調定額734万9,670円に対しまして、収納件数が544件、収入済額725万6,210円となっております。収納率は98.73%でございました。一般廃棄物処理業等許可手数料につきましては一般廃棄物の収集運搬の許可に係るものでございます。次に2節滞納繰越分につきましてはし尿収集手数料の滞納繰越分の収入でございます。3節犬登録手数料に



つきましては、新規登録93頭、それから1,483頭の狂犬病予防注射と予防注射済票交付に関する手数料の収入でございます。次の26、27ページをお開き願います。

13款2項1目2節総務管理費補助金は個人番号カード交付事業費補助金639万7,000円、同じく個人番号事務費補助金63万円でございます。28、29ページをお願いいたします。

13款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金は中長期在留者住居地届出等事務委託金として21万7,000円の収入でございます。次に32、33ページをお願いいたします。

一番上から2段目の14款2項3目2節清掃費補助金は海岸漂着物の清掃事業に掛かります事業補助金で18万5,000円でございます。次に34、35ページをお願いいたします。

上から2番目の14款3項1目3節戸籍住民基本台帳費委託金については人口動態調査事務委託金の946件分の収入でございます。次に市町村権限移譲等交付金はパスポート発給事務それから申請、交付などの事務に関する交付金でございます。

中段の3項3目1節保健衛生費委託金については、墓地、火葬場、納骨堂の新規、変更、廃止等の許可事務、公害の発生元等の監視及び苦情処理等に関する事務の市町村権限移譲交付金でございます。

27年度が墓地の方の交付金がございませんでしたが、28年度につきましては納骨堂の新規許可が1件、それから変更許可が1件ありまして、その事務の交付金でございます。

続きまして36、37ページをお願いいたします。

15款1項2目1節利子及び配当金のうち、備考欄の下から2番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入として26円を計上いたしております。

続きまして44、45ページをお願いいたします。

19款5項1目1節の雑入でございます。

1番上から9番目、資源売払収入でございます。

自治会の拠点回収、公共施設等によりましての回収いたしました資源化物57万4,970キロ分の売払収入で903万4,055円ございました。

次にそこから3段下の収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料として56万3,335円の収入ありました。

そこからまた3段下の「ながよ町の自然」売払収入ですが、この冊子につきまして5冊分の収入がございました。

中段辺りの過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金は27年度の決算における精算金でございます。

下段の方にいきまして、使用済小型電子機器等引渡し収入として1,935円の収入がありました。

そこから3つ下になりますが、長与町オリジナルトイレットペーパーを販売した分の収入でございます。

続きまして歳出に移ります。

74、75ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

前ページからの2節給料から4節共済費までが住民係職員8名分の人件費でございます。

7節賃金につきましてはパスポート事務とマイナンバー事務のパート賃金でございます。

次に12節役務費の郵便料につきましては、パスポート申請の書類を県に送るための郵送料、それから個人番号通知カード送達のための郵送料でございます。

13、14節は戸籍、個人番号カードシステムの保守、使用料でございます。

18節一般備品購入費ですが、こちらは窓口用レジスターの購入費でございます。

19節負担金、補助金及び交付金は、長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会の負

担金、それから個人番号カード交付事業費の負担金でございます。次に108、109ページをお願いいたします。4款1項5目環境衛生費でございます。1節報酬につきましては、公害それから環境全般についての審議を行います環境審議会委員の報酬でございます。8節報償費でございます。環境交通騒音調査時の謝礼で、例年11月から12月に実施しております環境騒音調査12か所、それから交通騒音調査2か所の謝礼でございます。旅費、需用費等につきましては経常的な経費となっております。次に110、111ページをお願いいたします。4款1項5目環境衛生費13節委託料でございます。水質調査委託料として大村湾それから長与川の水質調査の委託料でございます。コンポスト跡地調査等業務委託料として90万7,200円を支出しております。内容といたしましては、これまでの保存している資料の集約と分析、それからガス抜き工事、調査検討などの計画の立案を委託したものでございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。大村湾をきれいにする会負担金は、県、大村湾沿岸の市町、賛助会員で構成されております会の運営負担金でございます。それから長崎県浄化槽普及促進協議会会費及び負担金は県内21市町が構成する協議会の会費負担金でございます。その下の大村湾浮遊ごみ処理負担金ですが、これは大村湾をきれいにする会が大村湾浮遊ごみ除去対策事業を毎年実施しております。こちらについての負担金でございます。次に長崎市営火葬場維持管理負担金でございます。これは長崎市に町民の方の火葬をお願いしており28年度につきましては791万1,621円を町が負担をしております。次に保健環境連合会補助金ですがこれは連合会の運営補助金でございます。西彼食品衛生協会指導員活動費補助金でございます。これは西彼保健所と西彼食品衛生協会との共同による食中毒予防、食品の検査、施設の調査、啓発パレードなどの活動に係る負担金でございます。続きまして6目狂犬病予防費でございます。これにつきましては狂犬病の予防、それから犬の登録、保護に関しての経常的な経費でございます。次に7目省エネルギー対策費につきましては、研修費、講習費の負担金の経常的なものでございます。続きまして2項清掃費1目清掃総務費でございます。次のページをお願いいたします。前ページからの2節給与3節職員手当4節共済費までが施設組合を含めた職員10名分の費用でございます。8節報償費の資源ごみ回収報奨金でございますが、これは子ども会それから自治会への、紙、金属、瓶の回収報償金として12団体にお支払いをしております。次に環境サポーター謝礼につきましては、各種イベント等での環境活動の研修やPR普及の活動をしていただいている分についての謝礼でございます。旅費、需用費につきましては経常的な経費でございます。12節役務費は不法投棄回収分の廃家電リサイクル料でございます。13節委託料につきましては、町民一斉清掃、精霊流し、大村湾沿岸一斉清掃時のごみ収集運搬の委託料でございます。次にきれいなまちづくり事業委託料でございます。これはシルバー人材センターからの派遣による町内の道路や河川のパトロールや清掃、ごみステーションの修理、分別収集に関する業務、それから町の指定ごみ袋の配布、犬猫等の死体の処理、違反ごみの回収等を行っている分の費用でございます。

す。14節使用料及び賃借料につきましては、有料道路通行料及び町民一斉清掃、大村湾沿岸一斉清掃時の自動車、船舶等の借り上げ料でございます。続きまして2目ごみ処理費でございます。1節報酬4節共済費までは塵芥収集員2名の分でございます。8節方報償費9節旅費につきましては経常的な経費でございます。次に11節需用費でございます。消耗品の中の主なものとしたしましてはごみ袋の購入費でございます。合計305万1,000枚を購入し2,854万7,166円を支出しております。それから長与町のオリジナルトイレットペーパーを購入し172万円をお支払いしております。印刷製本費につきましては、し尿収集分の納付書の作成それからチラシなどが主なものでございます。燃料費につきましては役場直営のごみ収集車両の燃料費でございます。修繕費につきましては、ごみ収集車両の修繕費とシルバー作業所の修繕費でございます。114、115ページをお願いいたします。引き続きまして12節の役務費でございます。ごみ収集車両の自賠責、車検、損害共済保険等でございます。次に13節委託料でございます。ごみ収集委託料でございます。燃えるごみ収集とビン缶の収集、それからごみ収集補助としてのシルバー人材センターへの委託分と、燃えるごみ、燃えないごみ、ガラスビンの収集運搬業者への委託料でございます。次にごみ収集手数料徴収業務委託料でございます。これはごみ袋の販売についての委託料で、店舗が40店舗、自治会が9の合計額となっております。次に15節工事請負費ですが、役場横に新たに設置いたしました常設の資源化物回収施設設置の工事費でございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。生ごみ処理機設置事業補助金でございますが、電動式が12基、容器式が4基分となっております。次に資源分別収集助成金でございます。これは自治会拠点回収でのアルミ缶などの金属類や新聞紙などの紙類の売却収入から一部経費を差し引いた分を各自治会にお支払いした分の合計額でございます。次の長与・時津環境施設組合負担金につきましては、組合運営費、熱回収施設関連工事設計費等の項目により負担金3億570万4,000円を支出しております。次に3目し尿処理費13節委託料でし尿収集委託料につきましては、し尿収集運搬業務の委託料でございます。し尿処理委託料につきましては、浄化センター内のし尿投入施設に投入した分の一部の処理を下水道の方に委託をしてる分の委託料でございます。し尿投入施設運転管理業務委託料につきましては、し尿投入施設の運転管理の委託分でございます。

それから189、190ページをお願いいたします。財産に関する調書の下から2番目になりますが、収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民環境課所管分でございます。

最後に長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書につきましては、22ページから27ページ目までが住民環境課所管分で報告させていただいております。

以上が、歳入歳出決算に係ります住民環境課所管分でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、歳入から質疑を受けていきたいと思っております。

歳入につきまして質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

25ページのし尿収集手数料で別紙をいただいておりますが、調定額で554件というところで、これは仮設の汲み取りとかも入ってるのかなというふうに思うんですが、もし入っていたら、そこを除いた分の世帯分というのは何件ぐらいあるのかをお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

長谷係長。

○係長（長谷祐志君）

仮設を除きました世帯数は196世帯になっております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この場合の費用の算定なんですが、仮設も個人の家の汲み取りをする場合も算定の仕方は同じなんですかね。量とかでいくわけでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

長谷係長。

○係長（長谷祐志君）

汲み取りの量で数量を把握しているみたいです。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

45ページの資源売払収入ということで、28年度分の実績の集計表をいただいておりますけど、これが単年度ということで、昨年からして金額を見たらちょっと減っている、量的に減ってるのか、売却単価が変わってきたのかなというところで、ちょっとはつきり分からないんですけど、拠点回収と公共施設等に置いている常設倉庫の収集の割合というのは把握されてますでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

長谷係長。

○係長（長谷祐志君）

常設回収の分は、段ボールで全体の16%、新聞で9%、雑誌で12%、金属類ですけど、スチール缶で19%、アルミ缶で14%、その他の金物で12%でございます。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

金子議員の御質問で、単年度分だけの金額で分かりづらいんですけども、単価は昨年27年度と比べまして金属類が大幅に減少しております。極端なもので言いますとアルミ缶ですが、27年度前期の契約単価が1キロ当たり126円だったものが28年度は46円まで下がっております。これが世界情勢とかのいろんな状況で、この価格が毎年、半期ごとにでも相当変わるということです。それと重量につきましては、当然、金額は単価で変わってくるんですけども、27年度に比べまして総枠で約5万キログラム減少しております。50トンです。資源化物の収集実績ですが、ざっくりですけども27年度の合計が約63万キロ、28年度実績では57万5,000キロぐらいに減少しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

常設の方と拠点回収の分ということで、数字的にはスチール缶が19、スチール缶は少ないですけど、アルミ缶が14%ということで全体の6分の1弱ぐらいですよ。常設の利用が増えたのかなと思うんですけども数字的なものは分かりました。もう1点、同じ雑収入のところで45ページの下から5番目のトイレトペーパー売払収入というのがあろうかと思えます。これはふわあっち分のことを入れているのかなと思うんですが、1番最初にこのふわあっちを作るとなったときに、販売は考えていないとイベント等で配る分だけしか考えていないということでしたけれども、この牛乳パックの回収の率がよくて、売払ということですので、売ったということでしょうから、そちらの方に事業展開がなされたということでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

1点目の常設の分の分量ということですが、公民館関係が現在5館、常設倉庫を設置しております。これにつきましては26から27年度はかなり大幅に伸びておりましたが、28年度と27年度は、ほぼ横ばい、若干減少となっております。数量で言いますと、5館の合計では、26年度が2万5,700キロ、27年度が3万5,396キロ、28年度が3万4,849キロでございます。これは役場の倉庫を加算しておりません。ちなみに役場の倉庫につきましては、27年度が2万2,770キロ、28年度が4万5,747キロと倍以上の増加でございます。

ふわあっち、トイレトペーパーにつきましては、水道局の方に販売をしております。その収入分でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。歳入、無いようでしたら歳出に入ります。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程の歳入にかかわるこの歳出の方なんですが115ページ、3目し尿処理費13節委託料で、要はこの別紙でいただいておりますように、先程、収入済額ということで725万6,210円。これだけ収入をいただいて、実際にし尿収集から処理まで4,300万ほどかかる。これは実態だと思うんですが、まず、合特法というのは御存じだと思うんですが、この適用を反映されているのかどうかですね、この使用料に。そこをちょっとお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

久松課長補佐。

○課長補佐（久松勝君）

し尿収集委託業務に関する合特法のお話でございますけども、正式には下水道の普及に伴う合理化計画の法律でございます。これも長与町の下水道普及に伴って汲み取りの件数が減ると。減ったら収集業者は生活ができないじゃないかと。そのために次のステップ、収集業者自体が次の仕事を見つけていただく。それまでの間に町の方でも代替業務をしていただこうと、そういった趣旨でございますけども、正式に行きますとその計画を立てるにあたっては、県との協議とかをして、それで合理化計画をちゃんと立てて、そして仕事が少なくなればその分解雇をされると、その人が解雇された場合は次の仕事につけるように業務の斡旋をしたり、技術の習得をしたりとか、そういった手当てをするというようなのが趣旨でございますけども、長与町の場合は昭和50年代から下水道の普及が始まりまして、その間40年近くもう経っております。その中で私たちが担当になる前からごみ収集業務の方についていただいたり、そういったことをされて現在に至っております。

そしてあと汲み取りにつきましては、だんだん減ってはきておるんですけど、その分1社が途中で、元々は2社、長与川を挟みまして東岸と西岸に分かれまして2社で業務をされておりましたけども、1社がちょうど廃業をされましたので、その分をただいま1社ということになっております。正式には、そういった法手続といいますか、合理化計画まではしっかり立ててやってるところではないんですけども、それに見合うような業務をしていただいて、現在に至るとそういった状況でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私はその趣旨を反映するのは反映して結構だと思うんですよ。反映した金額がこの金額になっているのか。余りにも事業としてめちゃくちゃですよ。七百万の収入で四千何百万って、だからどこか工夫して、ここを縮めるような工夫ができないのかなと思って、先程お聞きしたら554件のうち196世帯が居宅、家の汲み取りということで、こういう仮設というのは元々この予定に入らんような数のものなんですね。例えば料金

設定を変えるとか、それでたくさん取るとか、当事者にしても年に何回もあるようなものではないと思いますので、人それぞれ違うと思いますけども、だから何か工夫をして収入の方を上げることと、使用料の出す方も、委託料の方もどうにかして下げられないかと、そこら辺の検討が必要かと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

久松課長補佐。

○課長補佐（久松勝君）

まず1点の仮設の料金を別途料金設定したらどうかという御質問ですけども、その件につきましては課内でも話しているところがございます。その分、委員おっしゃるように少しいただいてもいいんじゃないかというふうに思います。建設にかかる工事現場の仮設トイレ等がございますので、そういったものについては家主に少し負担がかかるかもしれませんが、考えてもいいなということは内部でも検討はしているところです。

そして2つ目の委託料金ですけども、ただいま車両を2台委託対象としております。元々1台に運転者が1人と作業員が2人、1台に3人で積算をしてたんですけども、それも減らそうということで、現在減らして1台に作業員が1人、たまに3人乗って走っているときもありますけども、それは現場によってホースを長く運ばなければ届かない所とか、そんな所がありますので、そこは4人の中で組み合わせてやってるようです。

それで2台っていうのは、1台で本当にいいのか、緊急の場合、それとか故障の場合とか、そういったことも考えられますので2台で今ずっと回っております。1台で全て完全に済めば見直しを考えられるかもしれませんが、今のところは現状維持ということにしております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質問ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

113ページ、11節需用費の中の消耗品のことでちょっとお尋ねしますが、この中のごみ袋、合計305万1,000枚を今回は作ったということで、2年ぐらい前に取っ手つきのごみ袋に変わったわけですね、以前は取っ手つきではない普通のごみ袋で、その在庫というのはまだあるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

長谷係長。

○係長（長谷祐志君）

取っ手なしの大的袋が、まだ、在庫は残っております。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

その在庫がペーロン資料館の方に置いてあるということで、ちょっとお聞きしたんですけども、今回305万ということで発注をする時に在庫を確認してからの発注、作ることになるのか。何で以前のごみ袋があるかというのを聞いたかという、途中でごみ袋の形が変わったわけですけども、以前の在庫がかなりの数あるというふうにちょっとお聞きしたもんですから、もしそれが本当であれば今後もこのごみ袋を製造するには在庫確認というんですかね、そういうものをきちんとして上でやっぱり発注するべきではないかなと思いましたので、今回は305万ということですけども、今後、そういうふうなお考えはないかということで、再度、お聞きできればと思います。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

旧式のごみ袋の在庫につきましては、ボランティア袋等で自治会に配布をしたりとか、緊急時のために予備として保管をしております。万が一の災害時に大量に急に要する場合とか、そういうのも想定しながら一応それをキープしている状況で、少しずつ場合によってはボランティア活動の際に利用したりして使用しております。発注計画については、もちろんここ数年の使用状況等も考慮して、今年度これくらいだろうということで、発注を計画的にかけております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

自治会活動等に使われてるのは重々分かって今の質問したんですけども、以前はボランティア袋は何種類かに分かれてて、青い文字の分と緑の文字の分とかあったと思うんですね、それが今のに変わった、その頃に以前の大のごみ袋に変わったわけですよ。その在庫数がかなりな数量というふうにちょっとお聞きしたもんですから、そちらの方の今後の管理と利用という意味で聞いたんですけども、今後、町の行事等で、例えば川掃除とかでも使っておりますので、大体それが無くなるまでにと言ったらおかしいですけど、いつ無くなるか分からないぐらいの量って聞いたもんですからその辺はどうですか。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

数については、大体何十万枚かあるっていうふうには聞いているんですけども、はっきりとした数字は今、確認できておりません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

分かりましたか。いいですか。

喜々津委員。



**○委員（喜々津英世委員）**

ちょっと事務的なことでお尋ねをしますけれども、4款の1項、2項でそれぞれ流用とか、そういったものが発生をしとるわけですね。この例えば4款1項2目で感染症予防費の中で216万の、予備費支出及び流用増減の中に書いてあるわけですが、最終的には4款の1項、2項でどうしても流用でペイできんやった分が102ページの流用予備費支出及び流用、この1番下87万7,000円ですね。決算書の102ページ。87万7,000円は基本的に予備費から使とるわけですね。ですから、その予備費から使わなければならないような予算の執行、仕方、ここに何か問題があるんじゃないかなというそういう気がしたもんですから、特に4款1項2目の感染症予防費で216万円の流用予備費支出があるんですが、予防接種委託料が今年度1億2,433万7,161円になってるわけですね、前年の実績よりもかなり大きな数字が出ると、特別に予防接種委託料が上がった理由というのは何なのか。それが年度末にどうしても支出をせんばいかんやった理由があったのかどうか。これをお尋ねします。

**○委員長（岩永政則委員）**

森川部長。

**○住民福祉部長（森川寛子君）**

予防接種ですので、基本、こども政策課分とそれから健康保険課の方の健康増進に係る部分の費用になるかと思えます。ちょっと住民環境とは違うのかなとは思いますが、よろしいですか。

予防接種につきましてはインフルエンザ等、後半の方で支出をする部分が多くなります。どうしても3月の補正に間に合わない状態というのが、実際にどれだけの方が受けられるかっていうのが、なかなか見えてこない部分がありますので、予算を超えた部分については流用での対応ということで、今回は特に足りなかったということで予備費での対応ってのをさせていただいてるんだと思っております。

**○委員長（岩永政則委員）**

喜々津委員。

**○委員（喜々津英世委員）**

本来は4款なら4款の中で流用が完成するようなやり方じゃないとまずい。我々も議会として予算をずっとチェックをしていくわけですよ。その中で、例えば節の積み上げが目でしょう。目の積み上げが項になってくるわけですね。そうすると予算の審査をしておりながら、一方ではこういう予備費を流用せざるを得なかったというのは何なのかなというのがあるもんですから、4款では87万7,000円です。総務の方では1,140万4,000円出とったもんで、この2つを合わせたところの1,228万1,000円が予算書の1番末尾にある予備費の額に合うわけです。どうしても不意不急の、多分予防接種の方は前もあったかと思うんですが、なるべくならばやっぱり3月の補正で組めるようなことをやってもらいたいと思うんですが、そこら辺はどうですか。

○委員長（岩永政則委員）

森川部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

やはり予防接種がどうしても数が見えてこないのが、後半にやるインフルエンザの予防接種になります。その部分がどうしても請求が3月以降じゃないと出てこないっていうところもありまして3月の補正に間に合わない。多めに予算が組めればいいんですけども、そこの部分については、今後、こども政策課それから健康保健課にもきちんと指示をして、対応していきたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そういうこともあるだろうなと思うんですが、例えば108、109ページ、環境衛生費5目ですね。ここで79万円の流用、予備費の使用があってるわけですね。これは例えばどの部分の経費が、歳出が足りなかったのか。一方では、不用額の合計を見てもらえば分かるように76万7,000円ばかり不用額が出とる。ですからこういう意味でも、予算の管理というものをしっかりやってもらいたいなというのがあったもんですから。それはもういいとして、この79万流用せざるを得なかった節はどこですか。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

御指摘の分につきましては、昨年度の議会においてコンポスト跡地の土壌なり水質の問題が発覚をいたしまして、急遽、水質等の調査を行わないといけないということで、契約額については87万6,960円でしたが、当然、予算もございませんでしたので、予備費の方から流用いたしております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

住民環境課は以上で終了といたします。

以上で本委員会を本日は終了いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時37分）